第３期銚子市
子ども・子育て支援事業計画

【令和７年度～令和 11 年度】

素案

銚子市

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の法的根拠……2
３　計画の対象……2
４　計画の位置づけ……2
５　計画の期間……3
６　計画の策定体制……3
第２章　子ども・子育てを取り巻く現状……4
１　統計でみる本市の状況……4
２　市内の教育・保育施設等の状況……14
３　アンケート調査結果からみる子育て家庭の現状……20
第３章　計画の基本的な考え方……32
１　基本理念……32
２　基本方針……32
３　施策の体系……33
４　人口推計……34
５　子ども・子育て支援新制度の全体像……36
６　教育・保育提供区域の設定……37

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和６年４月１日現在の総人口は54,646 人、そのうち児童人口は 4,851 人で、令和２年の児童人口（6,123 人）と比べると 1,272 人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

これまで、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」及び平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援制度（子ども・子育て関連３法）」に基づき、少子化対策や子ども・子育てに係る施策を総合的に推進してきました。

令和５年４月には、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和６年６月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18 歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、令和２年３月に策定した「第２期銚子市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを基本的認識とし、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、保護者に寄り添いながら、子どもの最善の利益が実現される社会を推進してきましたが、計画の期間が令和６年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和７年度から令和 11 年度の５か年を計画期間とする「第３期銚子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。

2　計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」、また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

3　計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域住民、事業主を対象とし、「子ども」とは、児童福祉法第４条に基づき、おおむね 18 歳未満を対象とし、一部の事業については妊産婦を対象としています。

4　計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「銚子市総合計画」のもと、「銚子市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画としながら、「銚子市障害者福祉計画・銚子市障害福祉計画・銚子市障害児福祉計画」「銚子市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などとの整合性を図り策定しました。

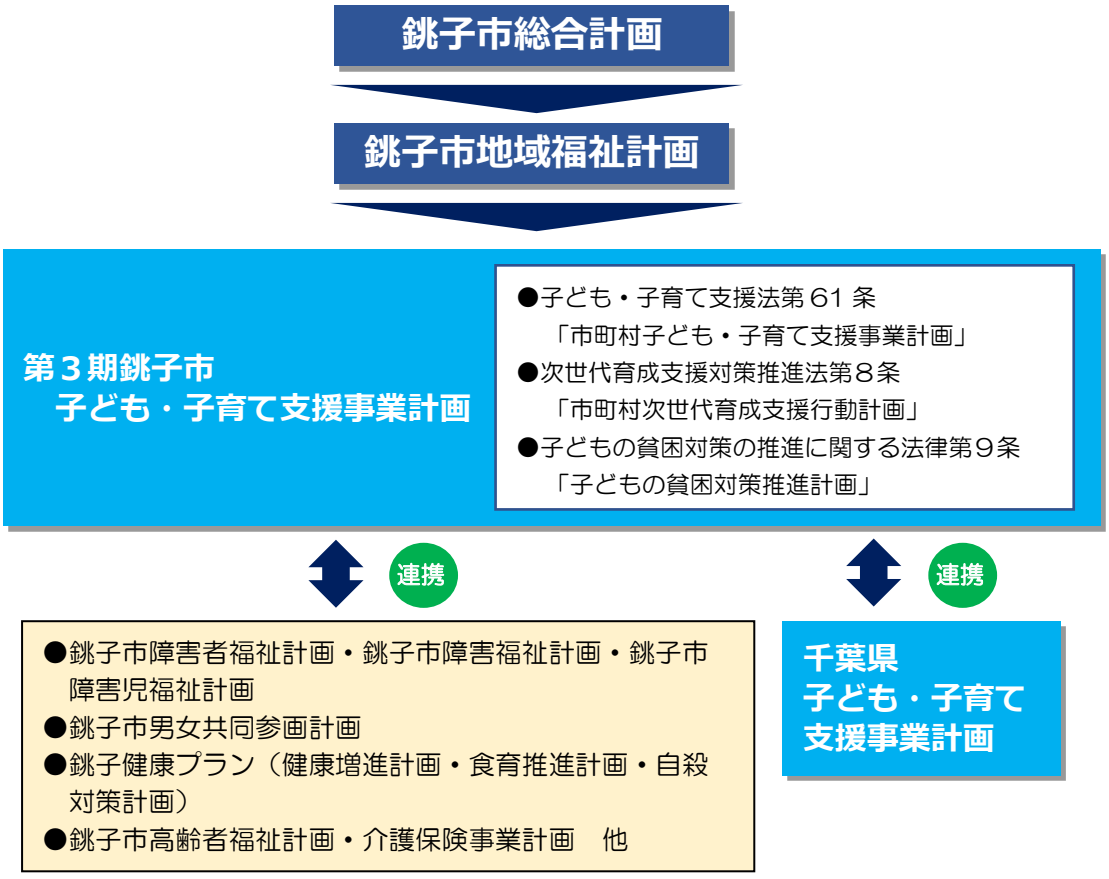

5　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などに応じて、必要に応じて見直しを行うこととします。

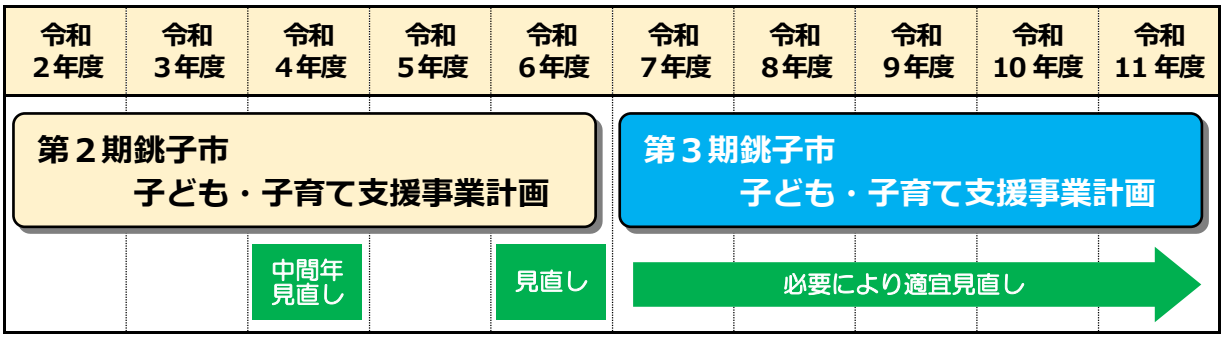

6　計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議の設置

市では子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」を設置していますが、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、同会議の意見を聴くことになっていることから、同会議で計画内容の検討・審議を行いました。

（２）アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和６年３月 29 日から令和６年５月７日を調査期間として実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計でみる本市の状況

（１）人口の状況

①総人口と年齢３区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和６年で 54,646 人となっています。

年齢３区分別人口の推移は、すべての区分で減少傾向となっており、令和６年の年少人口は 3,667 人となっています。

年齢３区分別人口の割合は、令和６年で年少人口が 6.7%、生産年齢人口が 53.1%、高齢者人口が 40.2%となっています。

＜総人口と年齢３区分別人口の推移＞

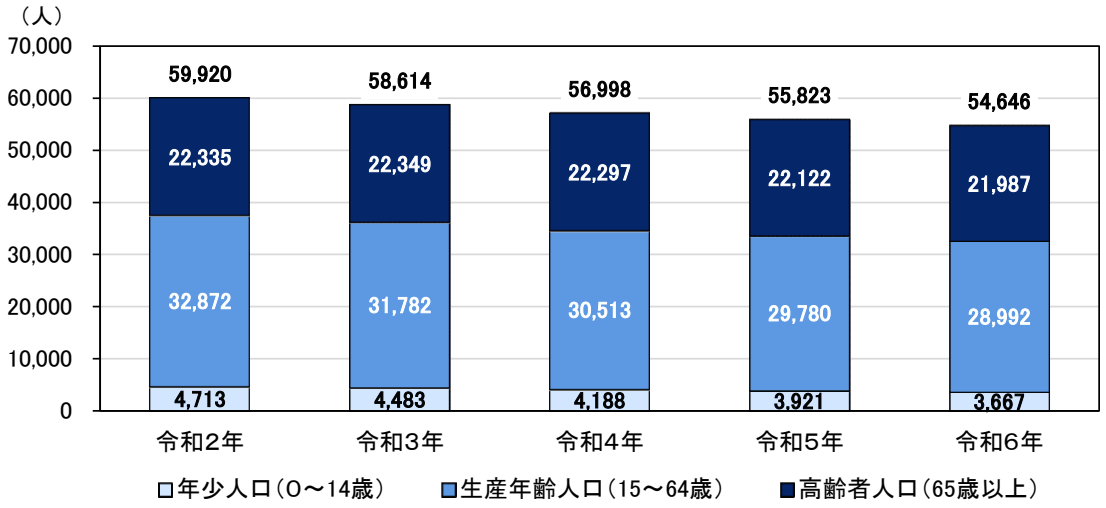

＜年齢３区分別人口の割合＞

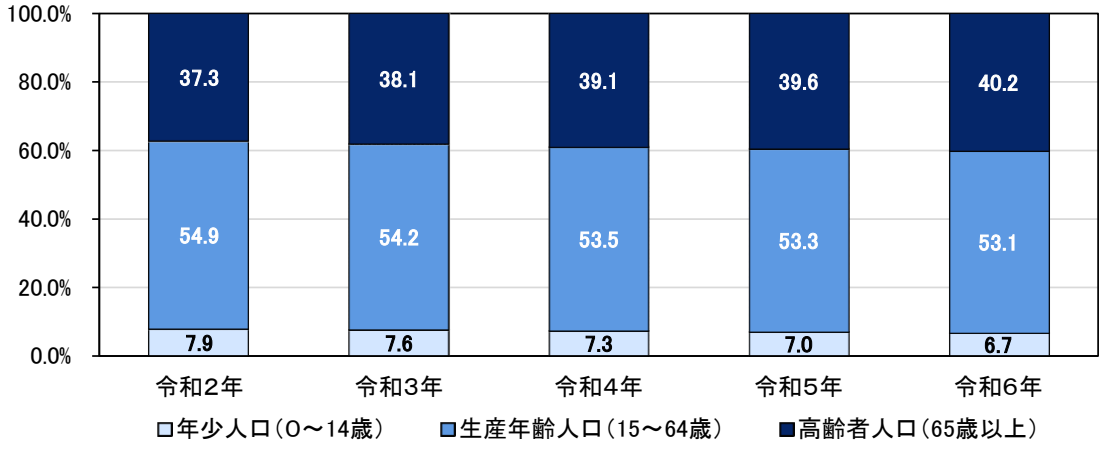

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②18 歳未満の子どもの推移

本市の 18 歳未満の子どもは、減少傾向で推移し、令和６年で 4,851 人となっています。令和２年の 6,123 人と比べて 1,272 人の減少となっています。

＜18 歳未満の子どもの推移＞

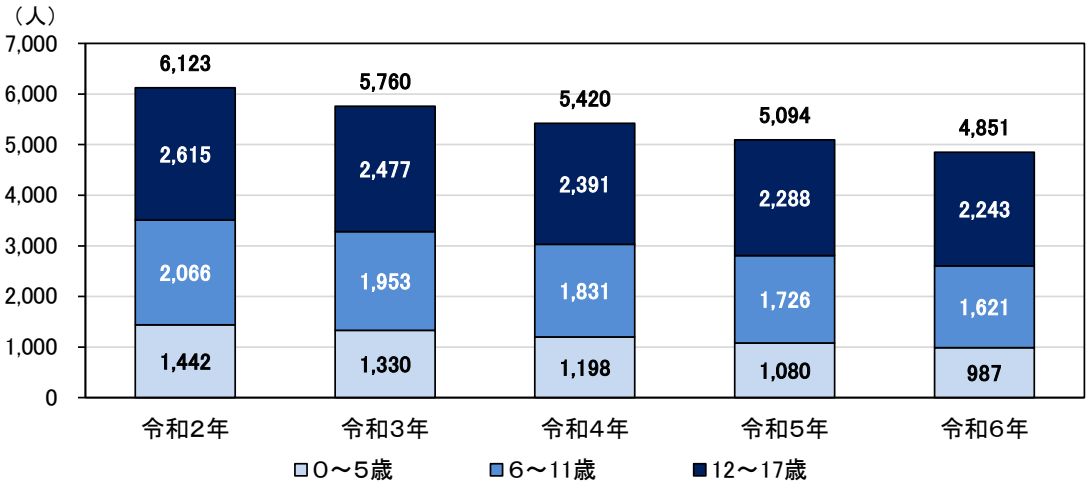

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③外国籍の 18 歳未満の子どもの推移

本市の外国籍の 18 歳未満の子どもは、横ばいで推移し、令和６年で 118 人となっています。

＜外国籍の 18 歳未満の子どもの推移＞

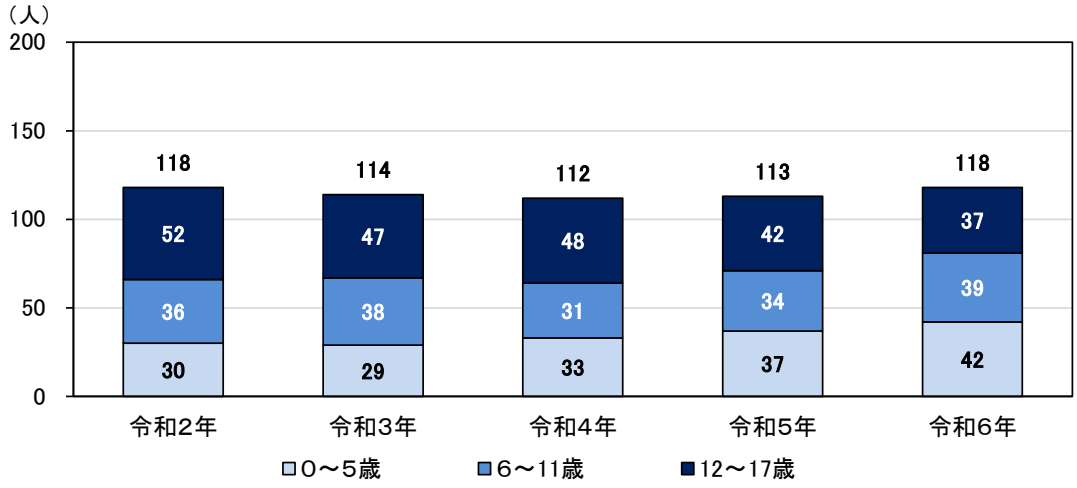

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

④11 歳以下の子どもの推移

本市の 11 歳以下の子ども（就学前児童及び小学生）は、減少傾向で推移し、令和６年で 2,608 人となっています。令和２年の 3,508 人と比べて 900 人の減少で、内訳としては、就学前児童が 455 人、小学生が 445 人の減少となっています。

＜11 歳以下の子どもの推移＞

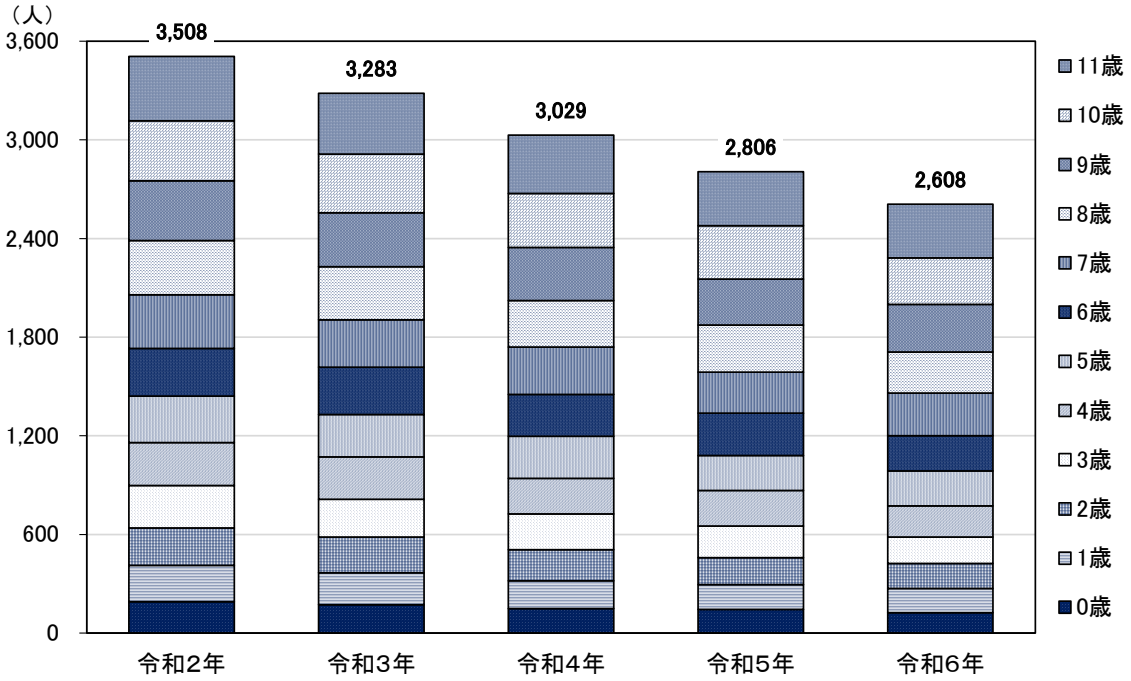

（単位：人）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減（令和2→6年）
就学前児童	０歳	191	173	149	144	124	△67
	１歳	221	193	169	150	148	△73
	２歳	228	219	190	164	151	△77
	３歳	258	228	217	193	162	△96
	４歳	260	259	216	216	188	△72
	５歳	284	258	257	213	214	△70
	小計	1,442	1,330	1,198	1,080	987	△455
小学生	６歳	290	288	254	257	214	△76
	７歳	325	288	287	250	259	△66
	８歳	331	322	283	287	249	△82
	９歳	363	329	323	279	291	△72
	10 歳	365	357	329	325	283	△82
	11 歳	392	369	355	328	325	△67
	小計	2,066	1,953	1,831	1,726	1,621	△445
合計		3,508	3,283	3,029	2,806	2,608	△900

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和５年には1,002 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和５年には 342 人のマイナスとなっています。

＜自然動態の推移＞

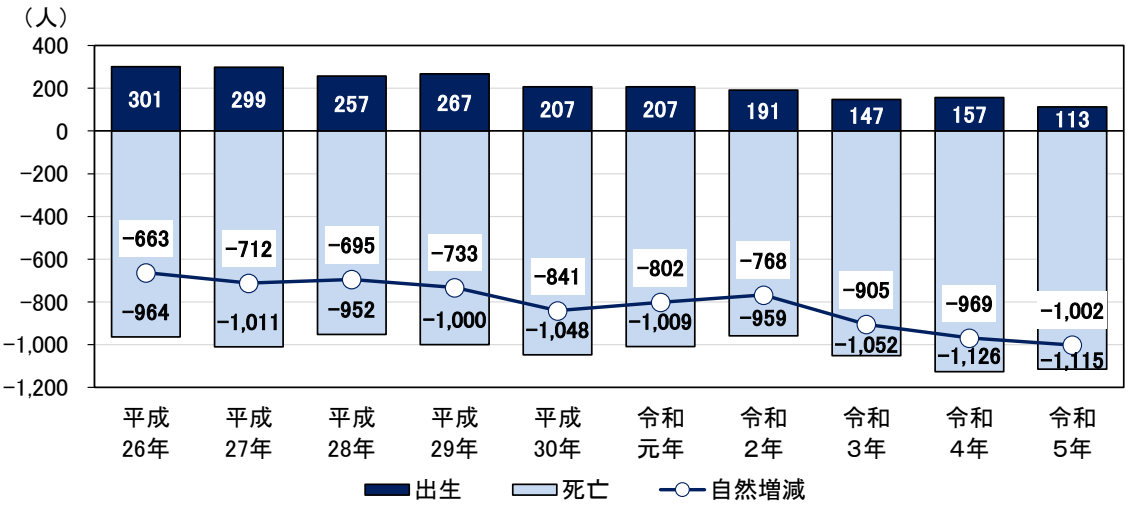

＜社会動態の推移＞

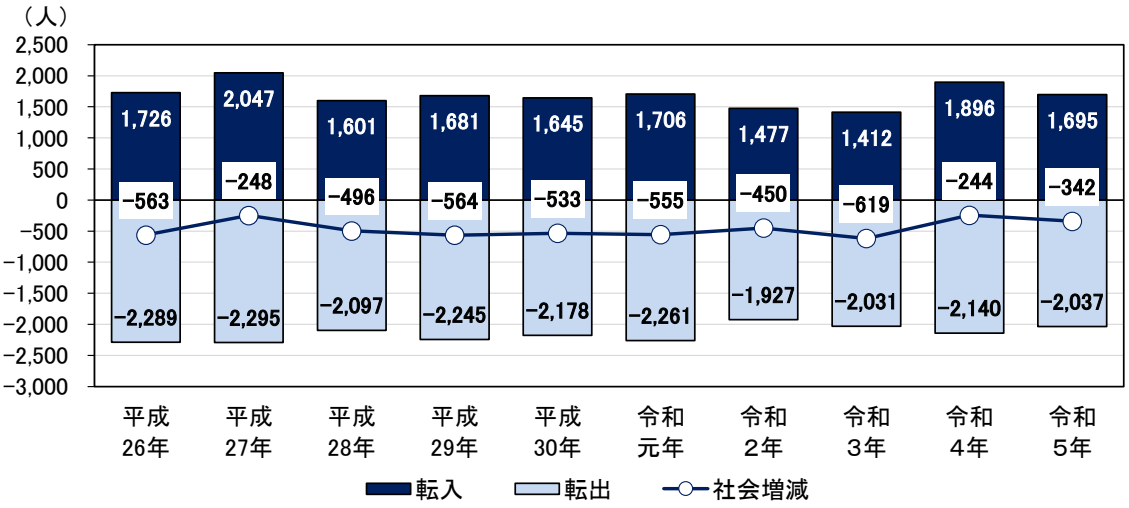

資料：千葉県毎月常住人口調査

（３）世帯の状況

①世帯数の推移

本市の世帯数は、減少傾向で推移し、令和６年で 26,717 世帯となっています。令和２年の 27,247 世帯と比べて 530 世帯の減少となっています。

１世帯あたりの人員は、世帯数の減少とともに減少で推移し、令和６年は 2.05 人／世帯となっています。

＜世帯数の推移及び１世帯あたりの人員の推移＞

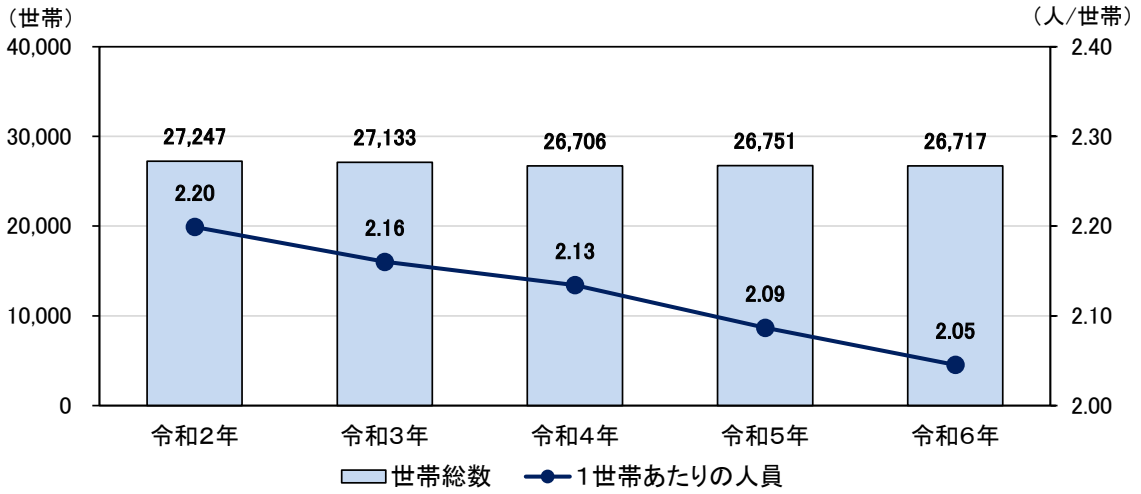

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②母子世帯数・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、平成 17 年以降、減少傾向で推移し、令和２年で 258 世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和２年で 1.01%となっています。平成 12 年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、増加と減少を繰り返しながら推移し、令和２年で 37 世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和２年で 0.15%となっています。平成 12 年以降、千葉県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

＜母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合＞

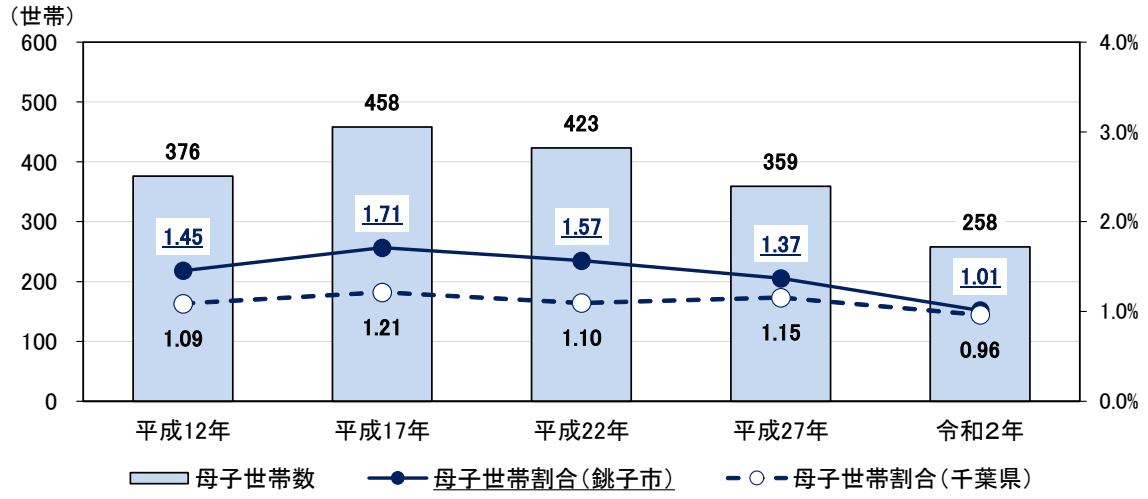

＜父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合＞

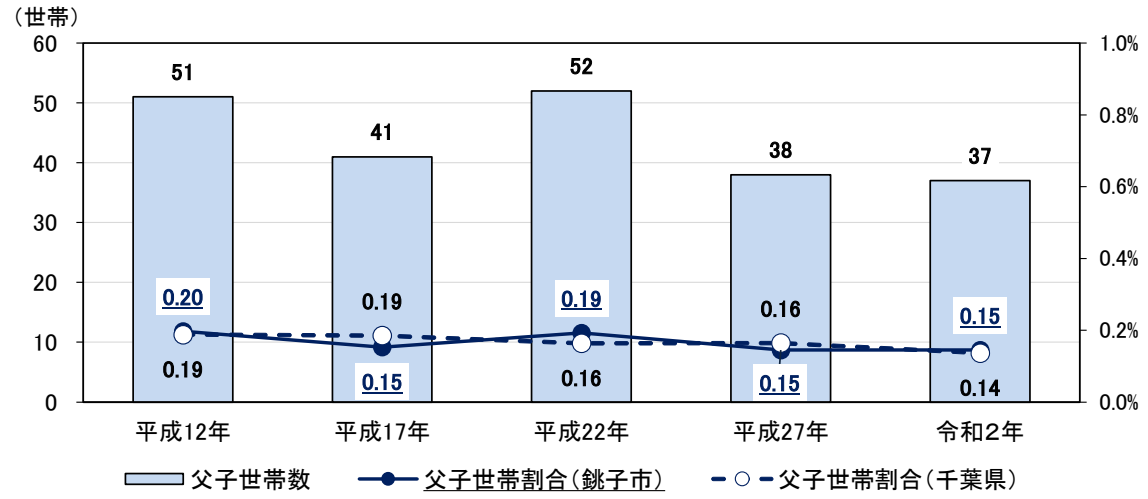

＜一般世帯数の推移＞

（単位：世帯）

一般世帯数	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
銚子市	25,865	26,782	27,007	26,203	25,505
千葉県	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839	2,767,661

資料：国勢調査

（４）出生の状況

①出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和５年で 113 人となっています。平成 26 年の 301 人と比べて 188 人の減少となっています。

＜出生数の推移＞

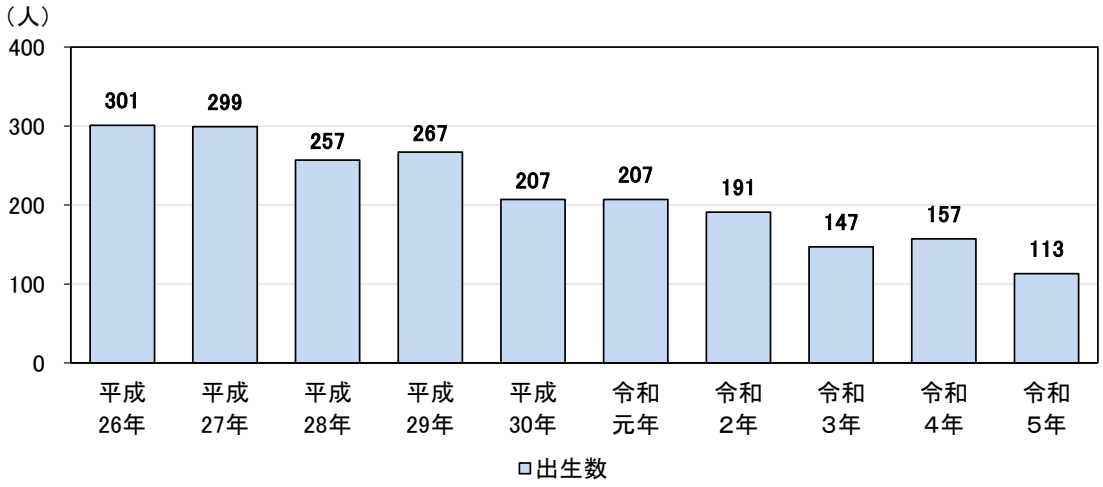

資料：千葉県毎月常住人口調査

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、千葉県、全国の数値を下回り推移し、令和４年で 0.86 となっています。

＜合計特殊出生率＞

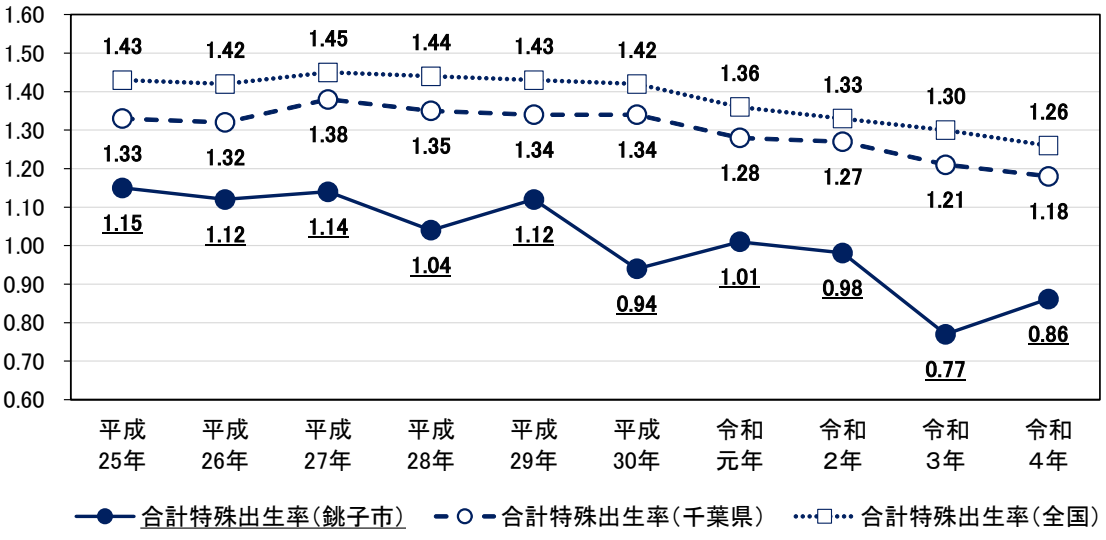

資料：千葉県衛生統計年報

（５）婚姻の現状

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和４年で 111 件となっています。平成 25 年の 240 件と比べて 129 件の減少となっています。

本市の離婚件数は、減少傾向で推移し、令和４年で 68 件となっています。

＜婚姻件数・離婚件数の推移＞

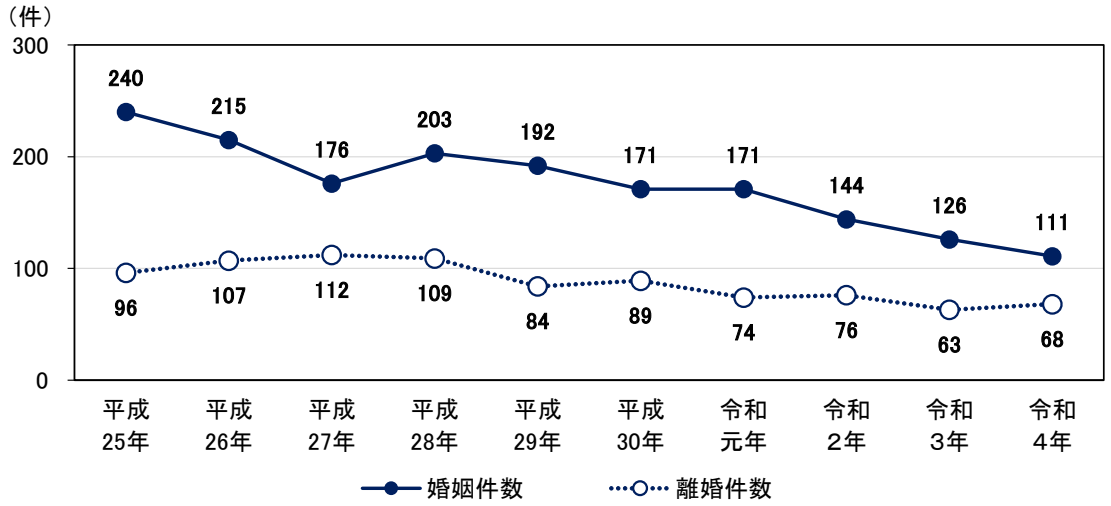

資料：千葉県衛生統計年報

②婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和４年は 2.1 となっています。

本市の離婚率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和４年は 1.26 となっています。

＜人口千対の婚姻率・離婚率の推移＞

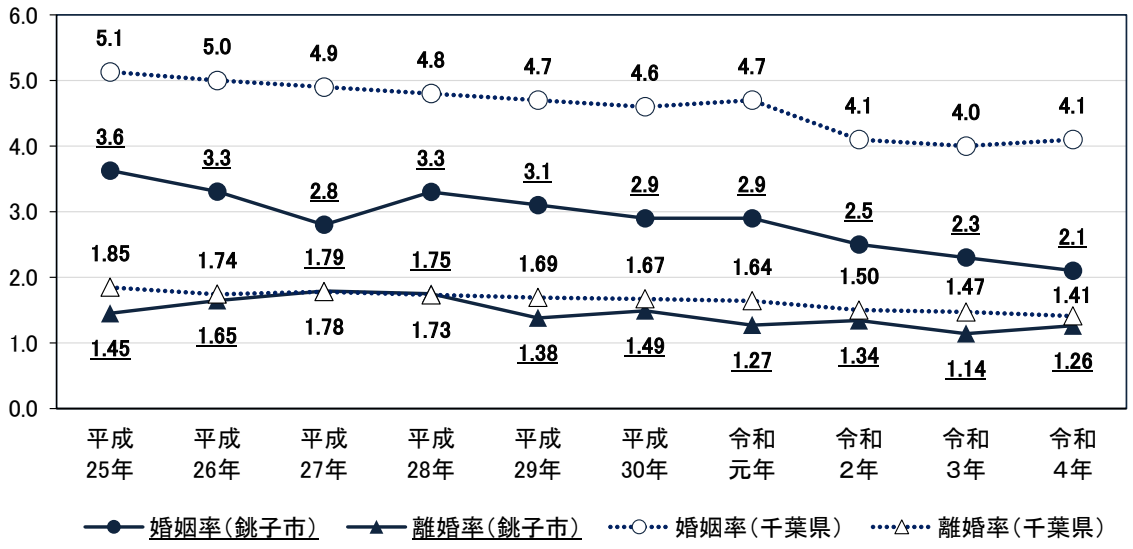

資料：千葉県人口動態統計

③未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに増加傾向で推移しており、令和２年の未婚率は、男性では、20～24 歳が 93.9%、25～29 歳が 80.4%、30～34 歳が 64.0%、35～39 歳が 46.3%、女性では、20～24 歳が 90.5%、25～29 歳が 67.8%、30～34 歳が 42.4%、35～39 歳が 29.6%となっています。

＜５歳階級別の未婚率の推移【男性】＞

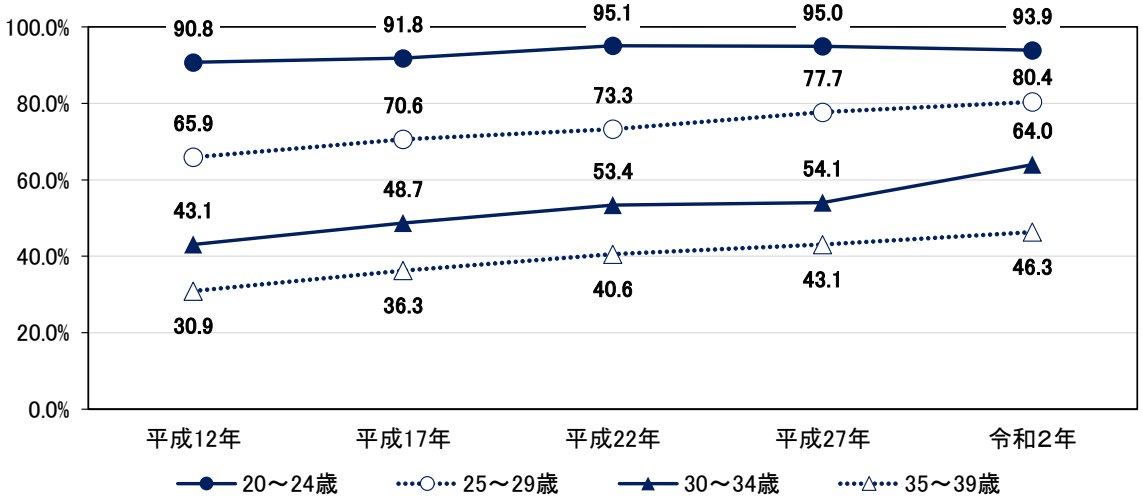

＜５歳階級別の未婚率の推移【女性】＞

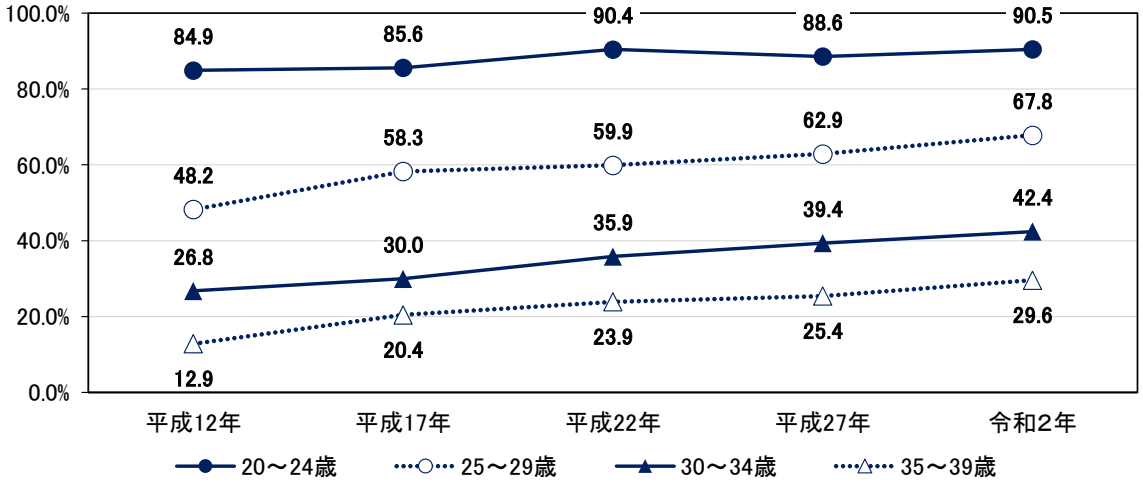

資料：国勢調査

（６）女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる 30 歳代で一時的に低下し、40 歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は、平成 17 年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられます。令和２年の 30 歳代の女性就業率は、千葉県、全国を上回る数値となっています。

＜女性就業率の推移＞

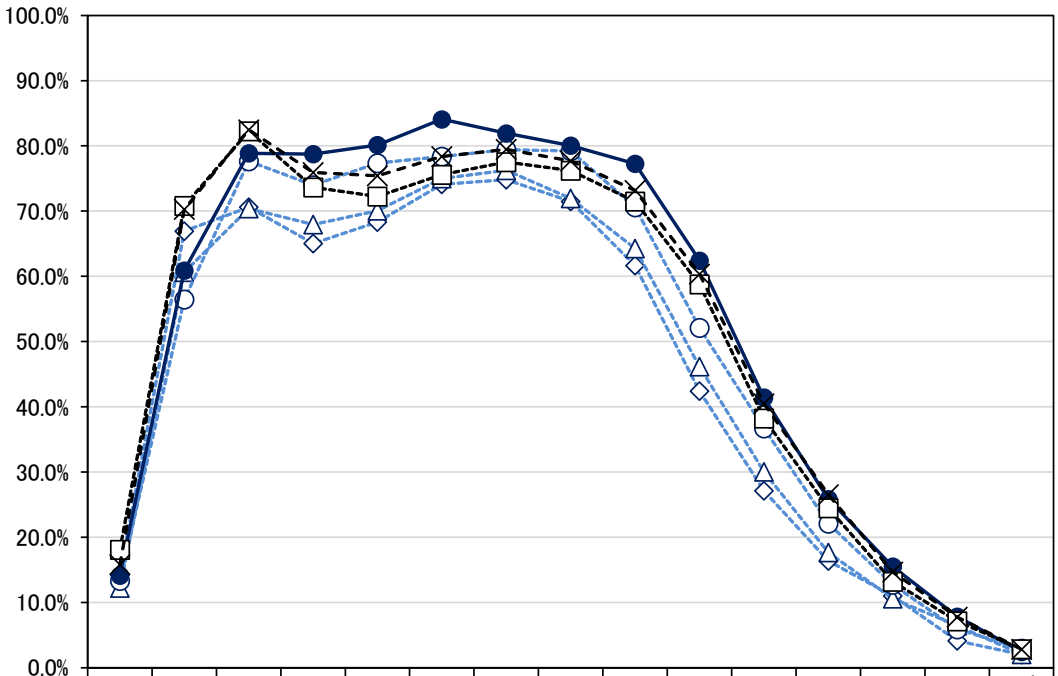

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17年（銚子市）	14.2%	67.0%	70.6%	65.0%	68.3%	74.1%	74.8%	71.5%	61.6%	42.4%	27.1%	16.4%	11.0%	4.1%	2.0%
平成22年（銚子市）	12.2%	60.7%	70.4%	68.0%	70.0%	75.0%	76.3%	71.9%	64.3%	46.2%	30.0%	17.7%	10.6%	6.5%	2.1%
平成27年（銚子市）	13.4%	56.5%	77.7%	74.0%	77.4%	78.4%	79.4%	79.2%	70.6%	52.1%	36.7%	22.1%	12.8%	5.9%	3.0%
令和2年（銚子市）	14.1%	60.9%	78.9%	78.7%	80.1%	84.1%	81.9%	80.1%	77.3%	62.4%	41.4%	25.9%	15.5%	7.9%	2.5%
令和2年（千葉県）	18.1%	70.8%	82.3%	73.6%	72.3%	75.6%	77.5%	76.2%	71.5%	58.8%	38.3%	24.5%	13.2%	7.1%	2.9%
令和2年（全国）	15.8%	70.3%	82.5%	75.9%	75.4%	78.4%	79.5%	77.7%	73.2%	60.4%	40.5%	26.5%	14.7%	7.8%	2.8%

資料：国勢調査

2　市内の教育・保育施設等の状況

（1）保育所（園）、認定こども園（保育利用）

本市には、公立保育所３園、私立保育園７園、私立認定こども園１園の計 11 園が設置されています。在園児数は、令和６年４月１日現在、679 人と、平成 27 年と比べて 248 人の減少となっています。

＜保育所（園）の状況＞

区分	名称	定員	所在地	開所時間（延長保育時間含む。）	
				平日	土曜日
公立	第二保育所	150 人	後飯町６－20	7:30～18:30	8:30～12:30
	第三保育所（令和６年度末閉所）	120 人	明神町１－37	7:30～18:30	8:30～12:30
	第四保育所	120 人	唐子町８－13	7:30～18:30	8:30～12:30
私立	銚子保育園	50 人	若宮町３－２	7:30～18:30	8:30～12:30
	外川保育園	50 人	外川町３－10354	7:00～18:00	8:00～12:00
	松岸保育園	50 人	松岸町３－362－２	7:00～18:00	8:30～12:30
	聖母保育園	60 人	三崎町１－1858－２	7:00～18:00	8:30～12:30
	銚子中央保育園	60 人	台町2197	7:00～19:00	8:00～16:00
	東光保育園	60 人	小船木町１－863－２	7:00～18:00	8:00～12:00
	萌保育園	60 人	芦崎町937－３	7:00～18:00	8:00～12:30
	銚子幼稚園（認定こども園）	50 人	妙見町1465	7:30～19:00	－

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

＜在園児数の推移＞

（単位：人、か所）

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減（平成27→令和6年）
在園児数	０歳	45	42	50	34	43	33	35	34	29	31	△14
	１歳	112	122	118	116	103	109	105	116	85	81	△31
	２歳	177	150	146	140	147	135	143	122	131	105	△72
	３歳	191	206	184	172	167	181	156	170	141	140	△51
	４歳	201	183	209	181	180	171	189	159	175	140	△61
	５歳	201	206	181	207	186	186	173	191	158	182	△19
	合計	927	909	888	850	826	815	801	792	719	679	△248
保育所（園）数		11	11	11	11	11	12	12	12	11	11	0

資料：子育て支援課（各年４月１日現在）

（２）幼稚園、認定こども園（教育利用）

本市においては、公立幼稚園が閉園しており、私立幼稚園１園、私立認定こども園１園の計２園が設置されています。在園児数は、令和６年５月１日現在、109 人と、平成 27 年と比べて 315 人の減少となっています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

＜幼稚園の状況＞

区分	名称	定員	所在地	備考
私立	飯沼幼稚園	200 人	高神東町9331	
	銚子幼稚園	45 人	妙見町1465	認定こども園

資料：子育て支援課（令和６年５月１日現在）

＜在園児数の推移＞

（単位：人、か所）

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	増減（平成 27→令和6年）
在園児数	３歳	116	95	95	89	80	70	73	46	49	28	△88
	４歳	156	154	127	109	111	87	74	63	47	47	△109
	５歳	152	161	155	121	112	100	89	69	60	34	△118
	合計	424	410	377	319	303	257	236	178	156	109	△315
幼稚園数		7	7	6	6	6	4	4	3	2	2	△5

資料：学校基本調査・子育て支援課（各年５月１日現在）

（３）小学校

本市には、小学校が 11 校設置されています。子どもの人数は、令和６年５月１日現在、1,603 人と、令和２年と比べて 448 人の減少となっています。

＜小学校の子どもの人数の推移＞

（単位：か所、人）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減（令和2→令和6年）
学校数		12	11	11	11	11	△1
学級数		88	84	82	78	76	△12
子どもの人数	１年生	284	288	259	252	209	△75
	２年生	321	283	285	253	254	△67
	３年生	330	318	278	286	254	△76
	４年生	359	332	318	276	289	△70
	５年生	369	351	328	318	279	△90
	６年生	388	367	351	328	318	△70
	合計	2,051	1,939	1,819	1,713	1,603	△448

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

（４）放課後児童クラブ

本市には、公立の放課後児童クラブが８か所、民間の放課後児童クラブが３か所の計 11 か所を整備しています。

＜放課後児童クラブの状況＞

区分	クラブ名	所在地	設置場所
公立	本城放課後児童クラブ	本城町4－226	本城小学校内
	飯沼放課後児童クラブ	前宿町1200	飯沼小学校内
	高神放課後児童クラブ	犬吠埼10222－1	高神小学校内
	豊里放課後児童クラブ	笹本町359－1	豊里コミュニティセンター内
	春日放課後児童クラブ	春日町287	春日小学校内
	明神放課後児童クラブ	明神町1－1	明神小学校内
	海上放課後児童クラブ	垣根町1－169	海上小学校内
	清水放課後児童クラブ	清水町2894	清水小学校内
民間	中央放課後児童クラブ	台町2197	銚子中央保育園内
	双葉第一放課後児童クラブ	新生町2－10－3	2階
	双葉第二放課後児童クラブ	新生町2－10－3	1階

資料：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

（５）子育て支援センター・子育て広場

本市では、地域の保育園４園が子育て支援センターを設置しています。子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児及びその保護者です。

また、銚子市保健福祉センター　すこやかなまなびの城において、子育て広場を開設しており、小学校就学前の子ども及びその保護者を対象に、相談の場や遊びの場を提供しています。

＜子育て支援センターの状況＞

名称	所在地	開設場所
マンマ子育て支援センター	松岸町３－362－２	松岸保育園
ひまわり子育て支援センター	台町2197	銚子中央保育園
えがお子育て支援センター	外川町３－10354	外川保育園
聖母マリア子育て支援センター	三崎町１－1858－２	聖母保育園

資料：子育て支援課

＜子育て広場の概要＞

名　　称	子育て広場
所 在 地	若宮町４－８
開設場所	銚子市保健福祉センター　すこやかなまなびの城　２階プレイルーム
開設日時	月曜日～金曜日　９時～12 時 ※水・木曜日の 13～16 時（施設の都合により開設しない日あり）
概　　要	家庭で育児をしている親子のための広場です。 〇家庭で子育て中の親子が自由に集い、情報交換ができる場所 〇子育ての悩みを相談できる場所 〇子育てに関しての情報が得られる場所 〇年齢の近い子どもたちと安全に遊べる場所
対　　象	小学校就学前の子ども及びその保護者

資料：健康づくり課

（６）児童発達支援センターわかば

「児童発達支援センターわかば」は、心身の発達の遅れ又は療育が必要と認められる子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育てのあり方を考え、お子さんの成長を支援する施設となっています。

＜児童発達支援センターわかばの概要＞

名　　称	児童発達支援センターわかば
所 在 地	三崎町３－９６－１
事業内容	【児童発達支援】 発達に遅れがみられる子どもや障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活へ適応できるような支援を行います。 【居宅訪問型児童発達支援】 重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが非常に困難な場合でも発達支援サービスが受けられるように、障害のある子どもの自宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 【保育所等訪問支援】 保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。 【障害児相談支援】 障害児通所支援を受けようとする子どもの保護者に対し、必要なサービスの種類や必要量について、利用計画の作成や継続的な支援を行います。 【ぴよぴよ教室】 在宅で生活する障害のある子ども及びその家族に対し、外来の方法により、個別又は集団で各種の療育支援を行います。
対　　象	発達に障害がある満 18 歳未満の子ども ただし、【児童発達支援】【ぴよぴよ教室】については、満２歳から就学前までに限る。

資料：社会福祉課

（７）こども家庭センター　すくサポ

本市では、平成 30 年４月から子育て世代包括支援センターを健康づくり課に設置しました。

目的は、妊産婦及び子ども（乳児、幼児、児童）の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する体制を構築することであり、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、きめ細やかな相談や情報提供をしています。

また、児童福祉法の改正により、「こども家庭センター」を市町村に設置することが努力義務化されたことを受け、本市では、令和７年４月から「子育て世代包括支援センター」は「こども家庭センター」となります。

「こども家庭センター」は、これまでの「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が一体となり、より連携を強化してすべての妊産婦・子育て家庭・子どもを対象に切れ目のない相談支援を行います。

＜子ども・子育て家庭への支援体制＞

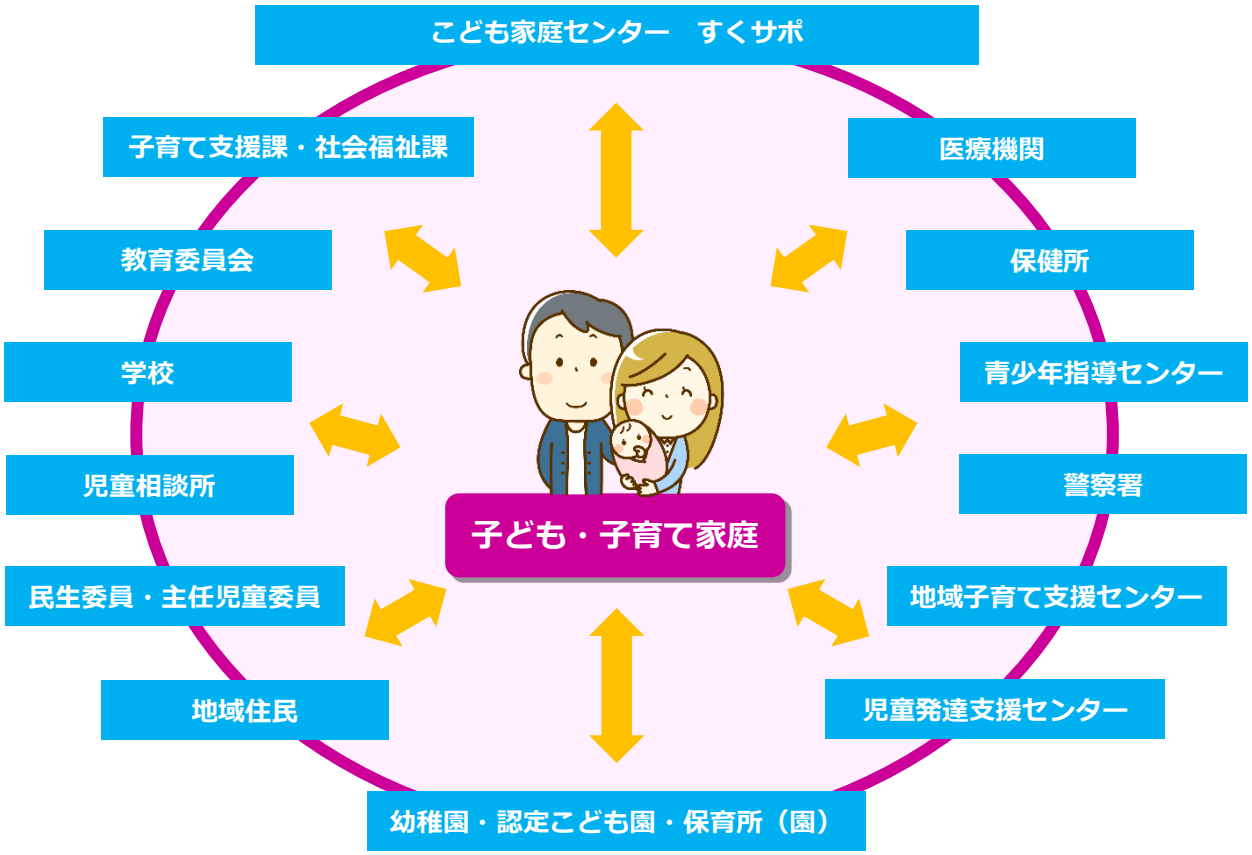

３　アンケート調査結果からみる子育て家庭の現状

（１）調査の概要

①調査の目的

「第３期銚子市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
①就学前児童の保護者	600 人	無作為抽出
②小学生の保護者	400 人	無作為抽出
③中学２年生	362 人	市内の中学２年生

③実施概要

●調査地域：銚子市全域
●調査形式：アンケート調査
●調査方法：郵送配布・郵送回収、ＷＥＢ回答による回収
※ＷＥＢ回答は、就学前児童の保護者、小学生の保護者のみ
※中学２年生は、学校配布（一部郵送配布）、郵送回収
●調査期間：令和６年３月 29 日～令和６年５月７日

④回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	600 件	314 件	52.3%
②小学生の保護者	400 件	218 件	54.5%
③中学２年生	362 件	256 件	70.7%

⑤調査結果を見る際の留意点

●図表中の「ｎ」とは、その設問の回答者数を表しています。
●調査区分について、以下のとおり表しています。
・就学前児童の保護者については、「就学前児童」
・小学生の保護者については、「小学生」
・中学２年生については、「中学生」

（２）調査結果の概要

①相談できる人、場所の有無

相談できる人、場所の有無は、「いる／ある」が 90.4%、「いない／ない」が 6.1%となっています。依然として、少数ではあるものの、相談できる人、場所がないという方がいる状況です。

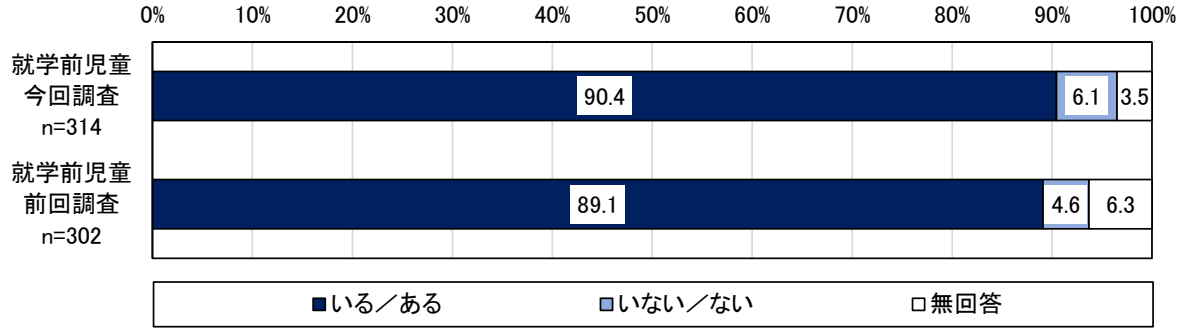

②母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイト等で“就労している”割合は、今回調査が 81.9%で、前回調査と比べて 14.0 ポイントの増加となっています。

共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増加していると予測されます。

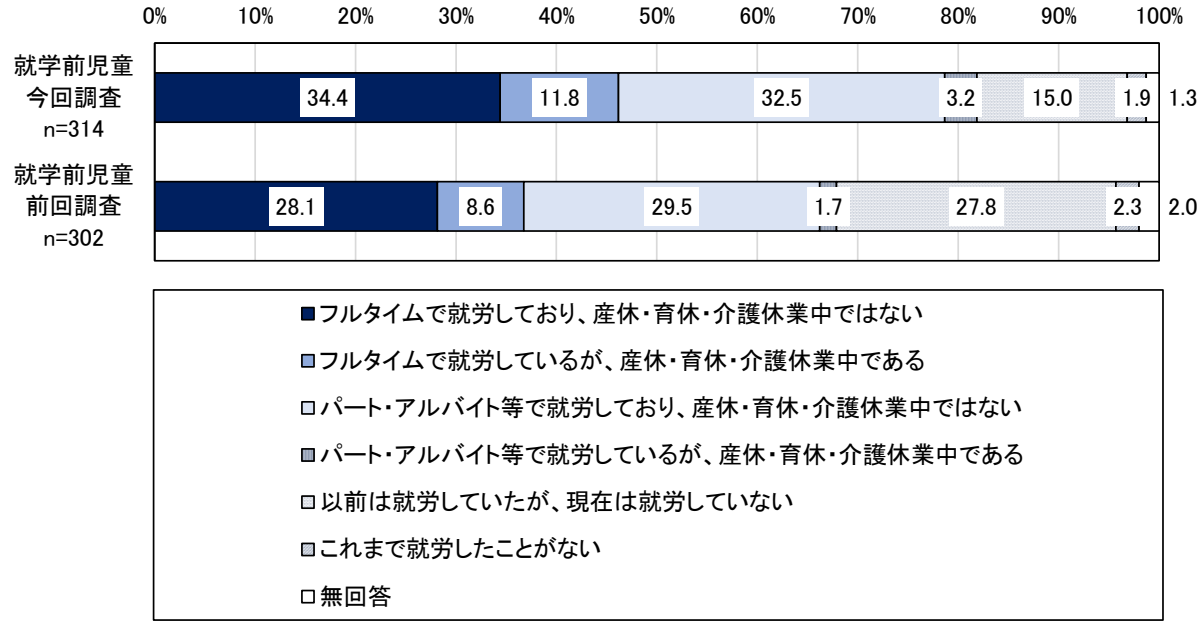

③教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が 79.6%で、前回調査と比べて 14.0 ポイントの増加となっています。増加の要因として、共働き世帯の増加が影響していると考えられます。

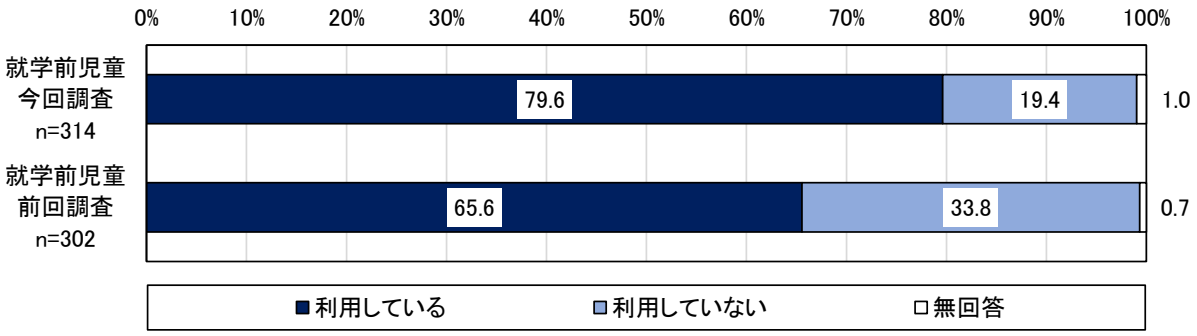

④平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「保育園（所）」が 79.6%、「認定こども園」が 10.0%と、前回調査と比べて、それぞれ 10.4 ポイント、9.0 ポイントの増加となっています。一方で、「幼稚園」は 10.4%と、前回調査と比べて 19.4 ポイントの減少となっています。

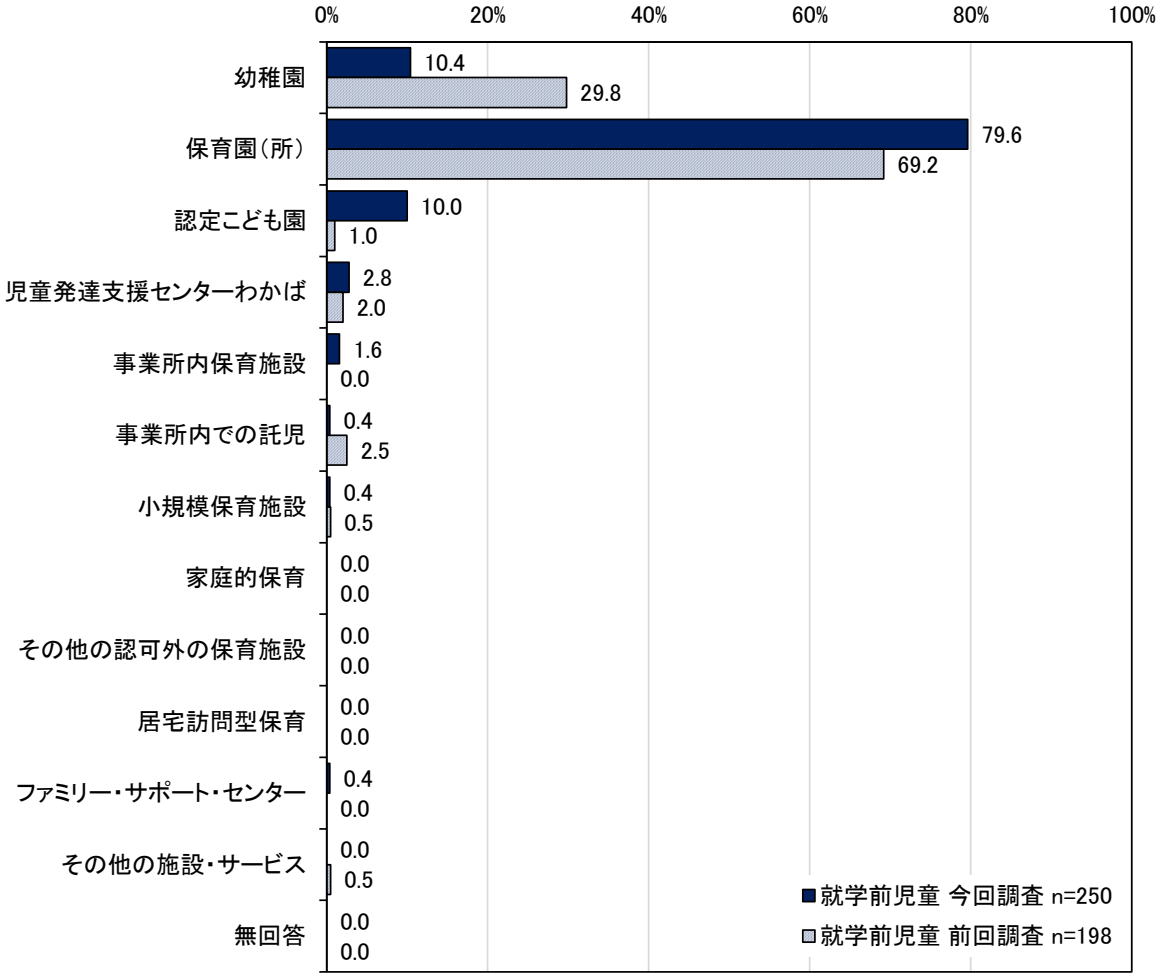

⑤病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった有無

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった有無について、「あった」が 52.4%と、前回調査と比べて 10.2 ポイントの減少となっています。

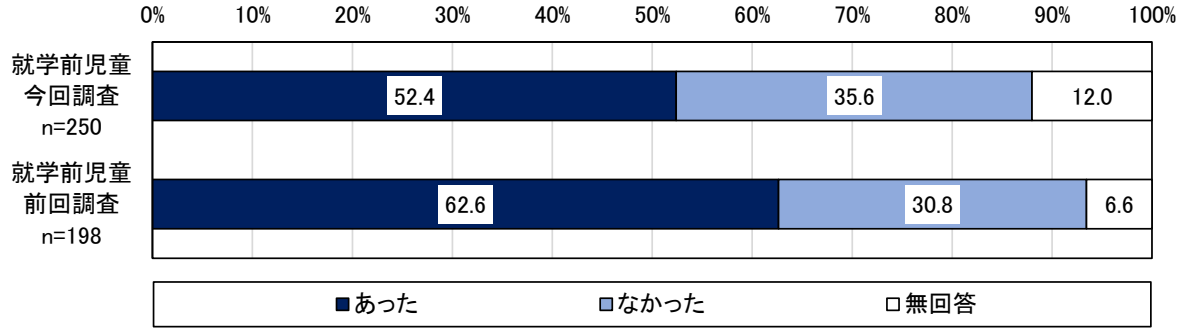

⑥病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、「母親が休んだ」が 90.8%と、依然として、母親の負担は大きいと考えられます。また、「父親が休んだ」は 30.5%と、前回調査と比べて 11.1 ポイントの増加となっています。増加の要因としては、共働き世帯の増加により、夫婦間で調整しながら対処している家庭が増えたと推察されるとともに、子育てについて職場の理解が得られるようになったことが影響しているのではないかと考えられます。

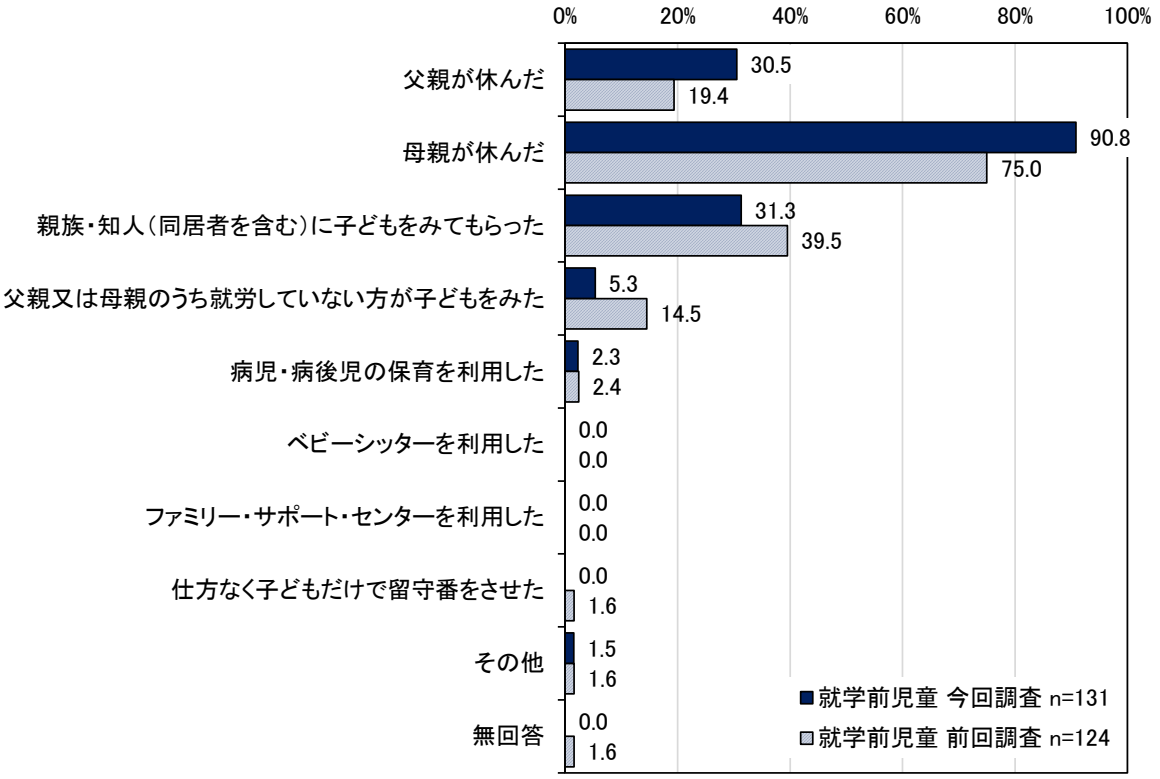

⑦小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」をみると、低学年では 52.1%と、前回調査と比べて 5.9 ポイントの増加となっています。一方で、高学年では 25.4%と、前回調査と比べて大きな差はみられません。放課後児童クラブの需要は、低学年において高い傾向がみられます。

【低学年における放課後の過ごし方】

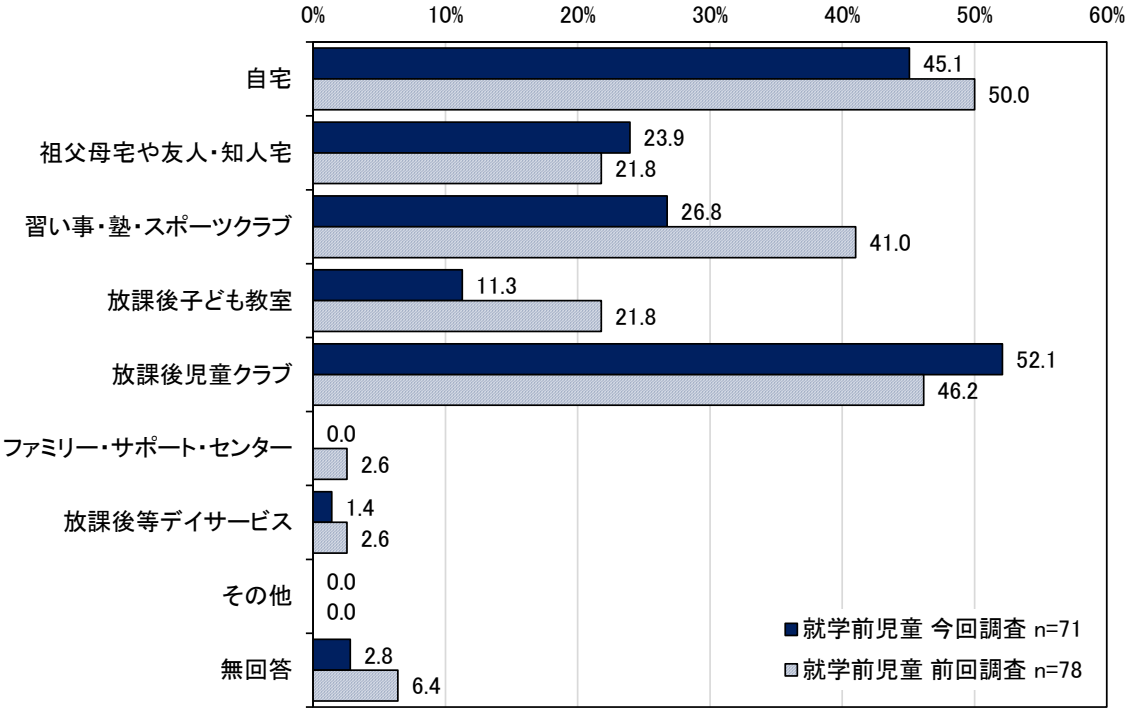

【高学年における放課後の過ごし方】

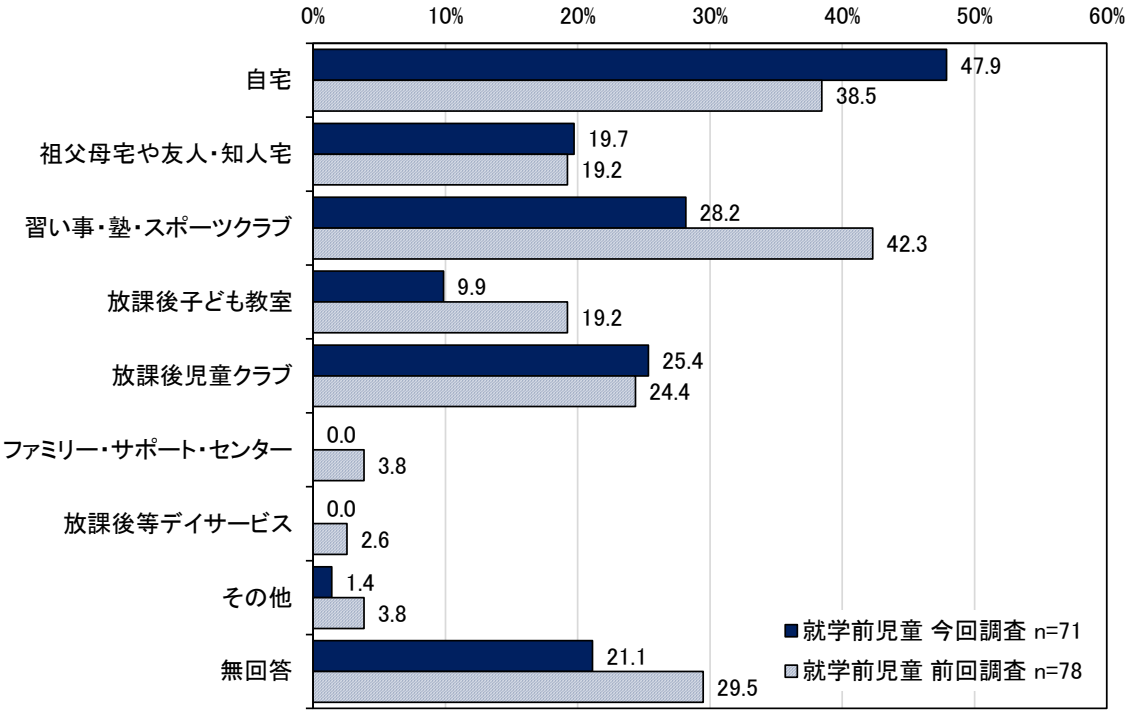

⑧育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した又は育児休業中である」をみると、母親が52.5%、父親が 10.8%と、前回調査と比べて、母親が 15.1 ポイント、父親が 8.8 ポイントの増加となっています。

【母親の育児休業の取得状況】

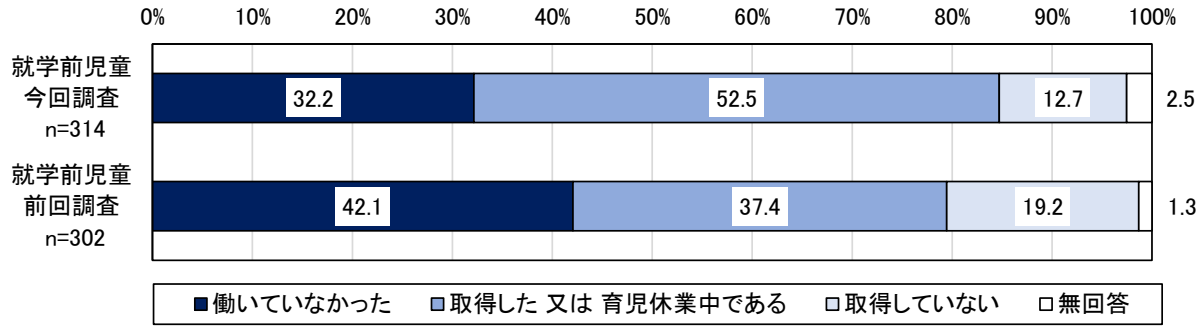

【父親の育児休業の取得状況】

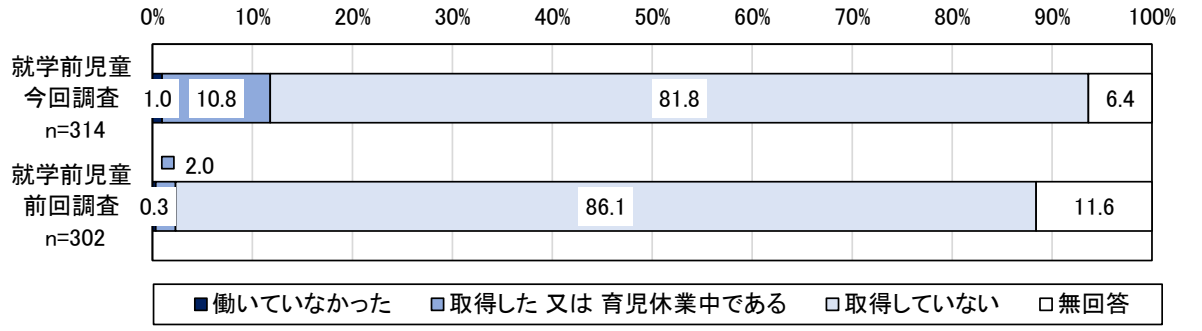

⑨少子化対策として大切だと思うこと

少子化対策として大切だと思うことについては、「教育費の負担軽減」が 50.6%で最も高く、次いで「保育園（所）や幼稚園などの費用軽減」が 38.2%、「妊産婦・小児医療サービスの充実」が 32.5%となっています。

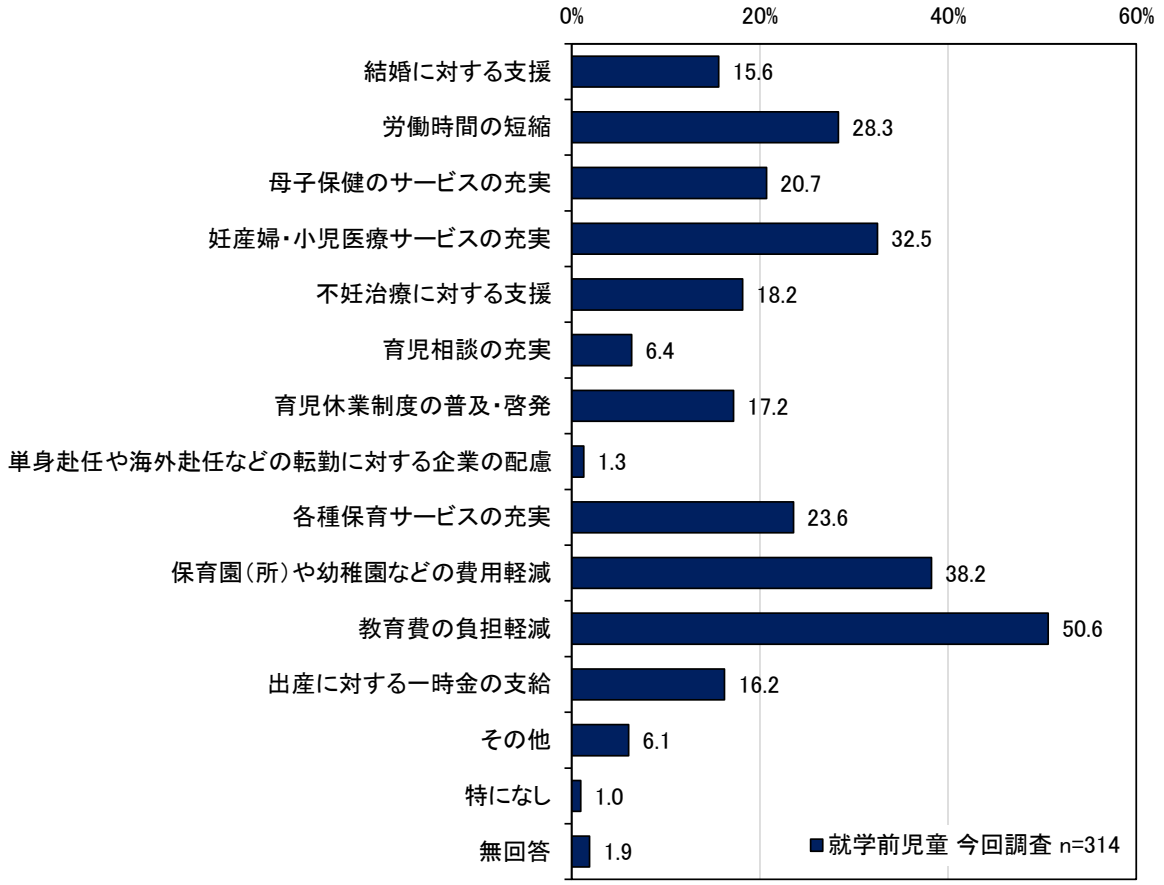

⑩暮らしの経済状況

暮らしの経済状況について、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計値は、就学前児童が 47.8%、小学生が 47.7%となっています。

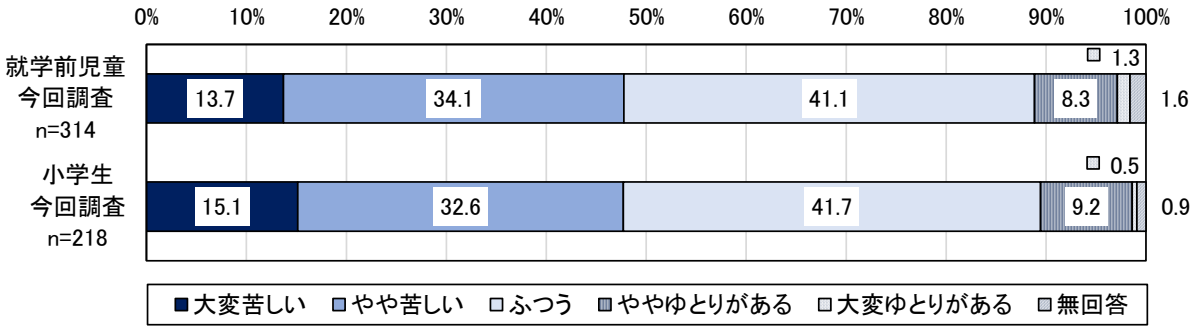

⑪生活の満足度

生活の満足度について、「不満」と「やや不満」の合計値は、就学前児童が 23.0%、小学生が 26.1%となっています。

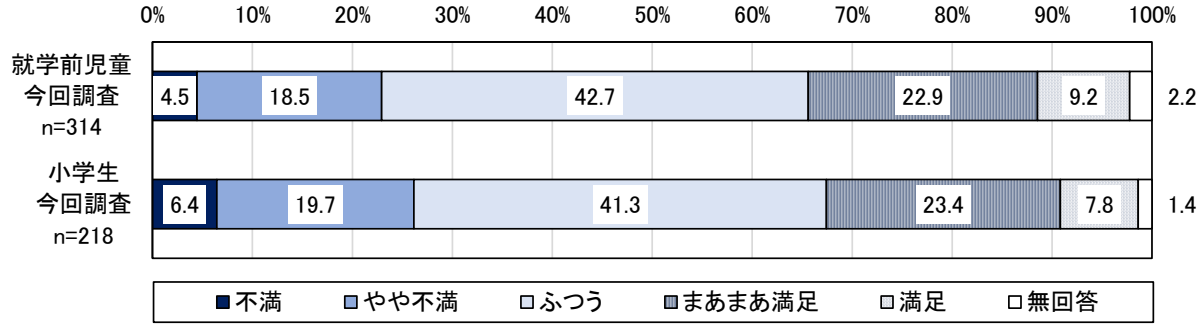

⑫銚子市は、子育てしやすいまちだと思うか

銚子市は、子育てしやすいまちだと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値は 18.5%で、前回調査と比べて 3.0 ポイントの減少となっています。

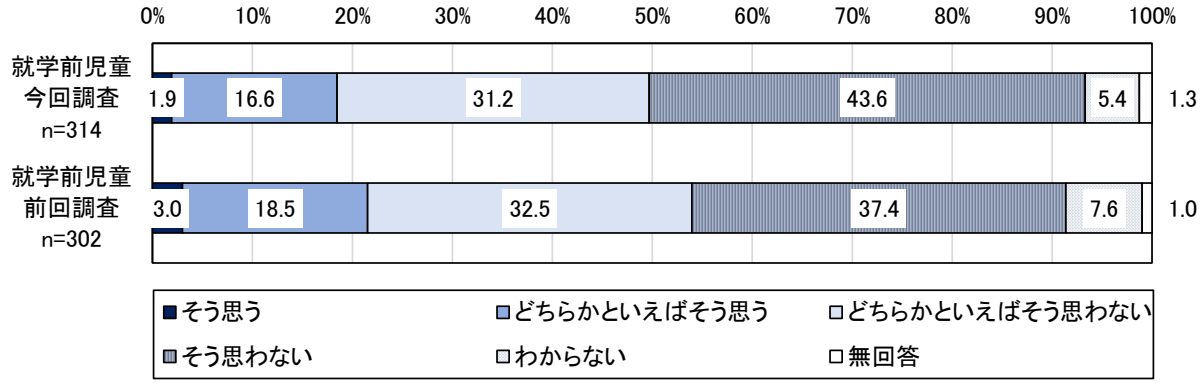

⑬子育てしやすいとは思わない理由（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）

子育てしやすいとは思わない理由については、「子どもの遊び場が少ない」が 79.6%で最も高く、次いで「子育て支援サービスが不足している」が 58.7%、「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 35.7%となっています。

これら上位に挙げられた項目は、前回調査も同様の結果となっており、前回調査と比べて、「子どもの遊び場が少ない」が 8.0 ポイント増加している一方で、「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立がむずかしい」は 8.8 ポイントの減少となっています。

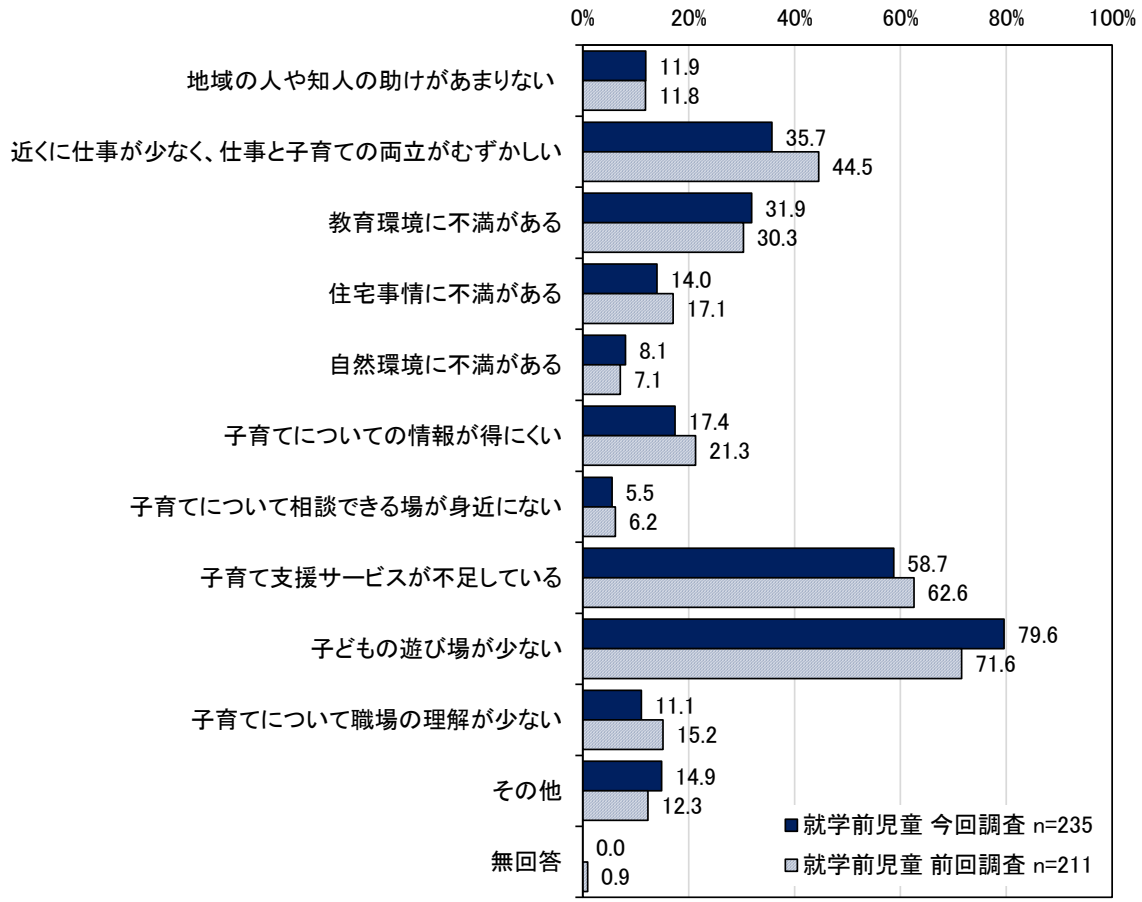

⑭子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと

子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うことについては、「小児医療体制の充実」が 53.5%で最も高く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が 51.9%、「乳幼児の遊び場（公園や子育て広場など）の整備」が 50.6%となっています。

これら上位に挙げられた項目は、前回調査も同様の結果となっており、前回調査と比べて、「小児医療体制の充実」が 8.8 ポイント、「子育てへの経済的支援の充実」が 7.5 ポイントの増加となっています。

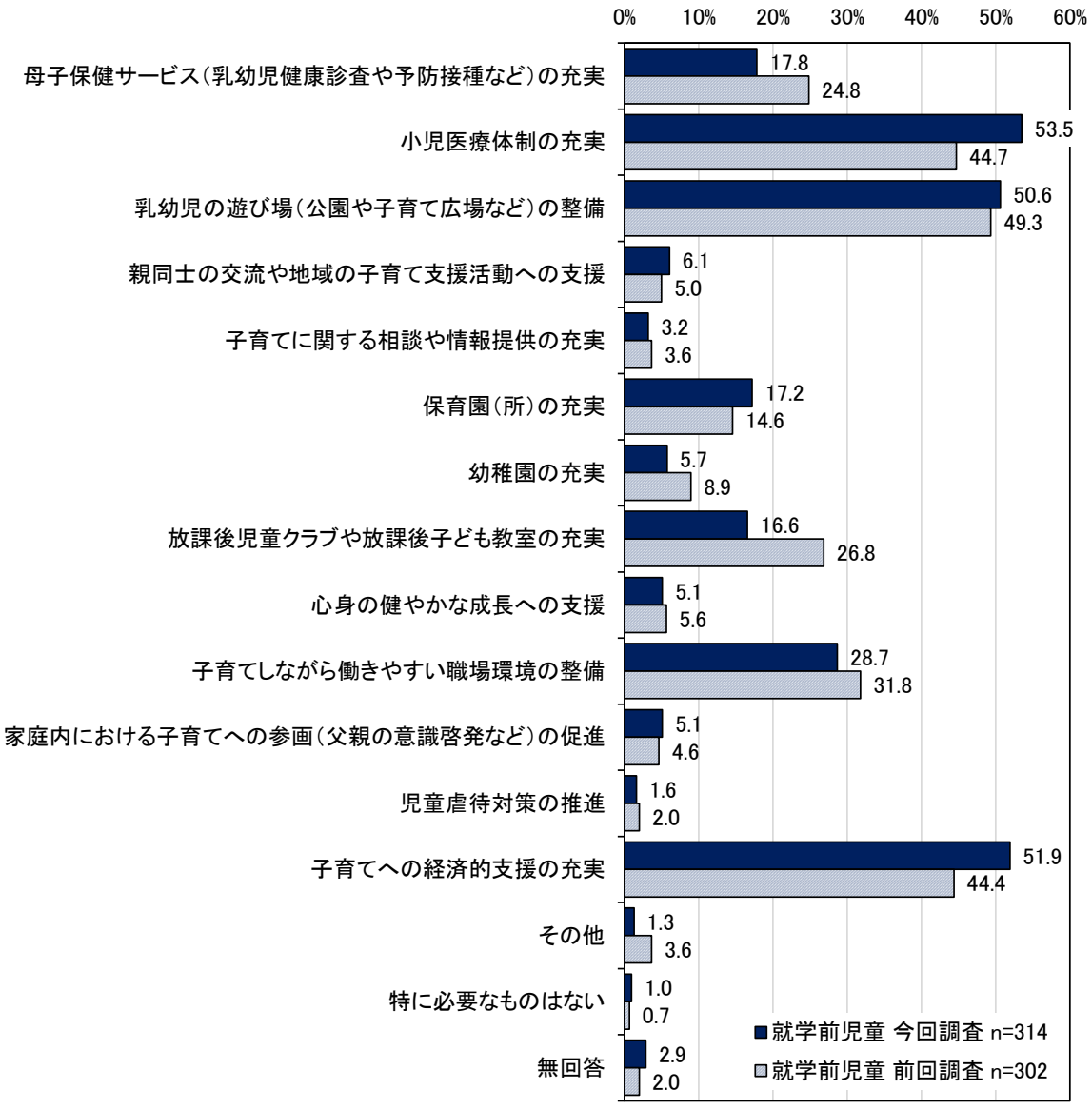

⑮現在の健康状態

現在の健康状態について、「よい」と「まあよい」の合計値は 56.3%、「あまりよくない」と「よくない」の合計値は 10.9%となっています。なお、「ふつう」は 31.6%となっています。

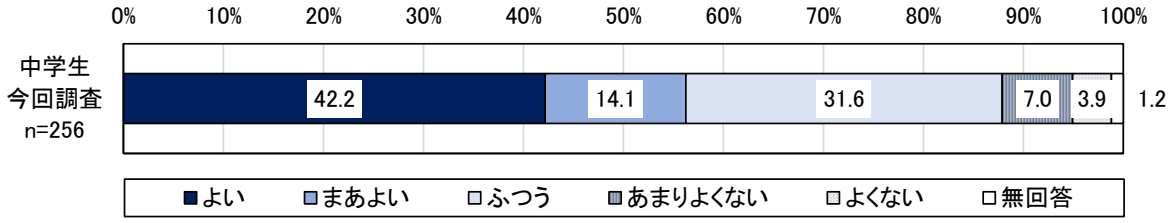

⑯ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことはない」が 62.1%で最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っている」が 19.5%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 16.4%となっています。

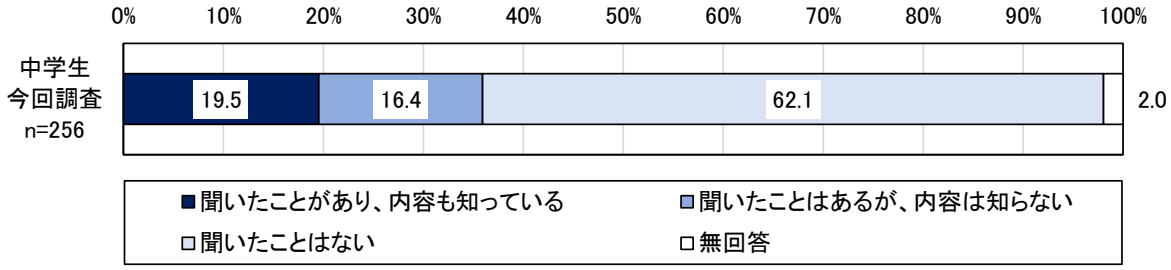

⑰いじめに対する心配

いじめに対する心配について、「心配していない」が 38.7%で最も高く、次いで「少し心配している」が 24.2%、「あまり心配していない」が 23.0%となっています。

なお、「心配している」は 8.2%となっています。

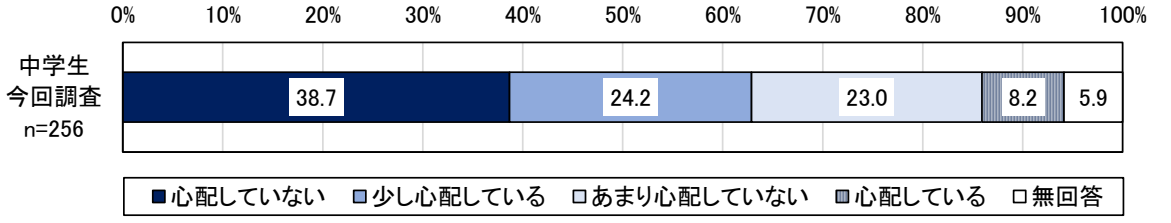

（3）子ども・子育て家庭を取り巻く主な課題

①少子化の対策に向けた取組の推進

本市の出生数は、近年は 100 人台で推移しており、出生数の減少は、少子化の進行を一層加速させ、社会にさまざまな影響を及ぼしています。地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠・出産に対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

②子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加していると予測されます。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、働き方を選択できる職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

③子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

子どもたちは、未来を築く大切な存在です。子どもたちの成長には、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪を、子どもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図ることが重要です。

家庭や学校において、児童生徒が置かれている環境も多様化しています。いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

④包括的な支援体制の推進

子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

ヤングケアラーやひきこもりなど、潜在化しやすい家庭状況にある子どもや家庭の抱える問題を積極的に把握し、早期支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画の基本理念は、第２期子ども・子育て支援事業計画の継続性及び子育て支援施策のさらなる充実を図るため、第２期子ども・子育て支援事業計画を継承し、次代を担う子どもの成長を地域全体で支え、子どもの笑顔があふれるまちになることを目指し、「銚子で生まれ育ち良かったと思えるような　地域で支える『子育てのまちづくり』」とします。

基本理念
銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」

２　基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

（１）子どもの最善の利益

未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

（２）子ども・子育て支援施策の実施

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は子どもにとって安全で安心できる場所であり、保護者との生活の中で成長を遂げる出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。

（３）喜びを感じることができる子育て

地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に努めます。

３　施策の体系

基本理念に基づき、以下の８つの基本施策を掲げ、施策を展開します。

基本理念	基本施策		具体的施策
銚子で生まれ育ち良かったと思えるような　地域で支える「子育てのまちづくり」	1	**教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保**	１．教育・保育事業の量の見込みと確保方策 ２．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ３．子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
	2	**地域における子育て支援**	１．子育てにおける相談・情報提供の充実 ２．子育て支援ネットワークの強化 ３．子育てに関わる経済的負担の軽減 ４．子どもの健全育成
	3	**妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進**	１．妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実 ２．次世代の健康を育む保健サービスの充実 ３．食育の推進
	4	**個性と創造性を育む教育の充実**	１．家庭教育の充実 ２．未就学児教育の充実 ３．学校教育の充実 ４．子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	5	**子育てしやすい生活環境の整備**	１．良質な居住環境の確保 ２．子どもたちの安全の確保 ３．子どもの遊び場の整備
	6	**家庭生活と職業生活の両立の推進**	１．家庭生活における男女共同参画の推進 ２．子育てと仕事の両立支援の推進
	7	**援護を必要とする子育て家庭への支援**	１．児童虐待防止対策の強化 ２．障害のある子どもへの支援 ３．ひとり親家庭等の自立支援 ４．外国籍の子ども・家庭への支援
	8	**子どもの貧困対策の推進**	●子どもの貧困対策の推進

４　人口推計

（１）総人口の推計

本市の総人口の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が 5,200 人程度減少し、令和 11 年には 48,171 人となることが予測されます。

また、年齢３区分別人口の割合は、今後も高齢者人口の割合は増加する一方で、生産年齢人口の割合及び年少人口の割合はともに減少し、令和 11 年には年少人口の割合が 5.3%となることが予測されます。

＜総人口の推計＞

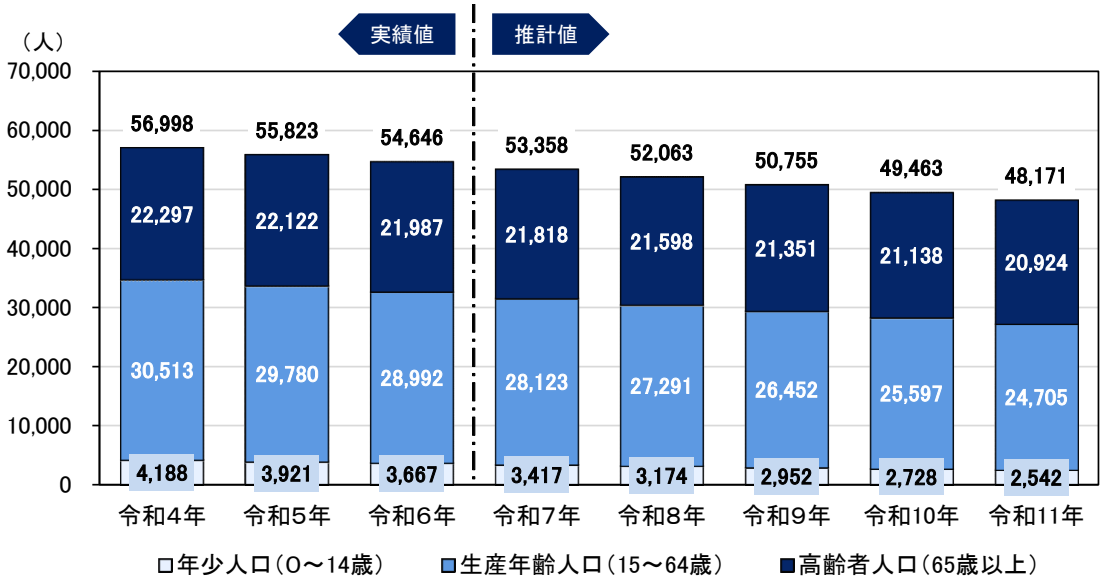

＜年齢３区分別人口の割合＞

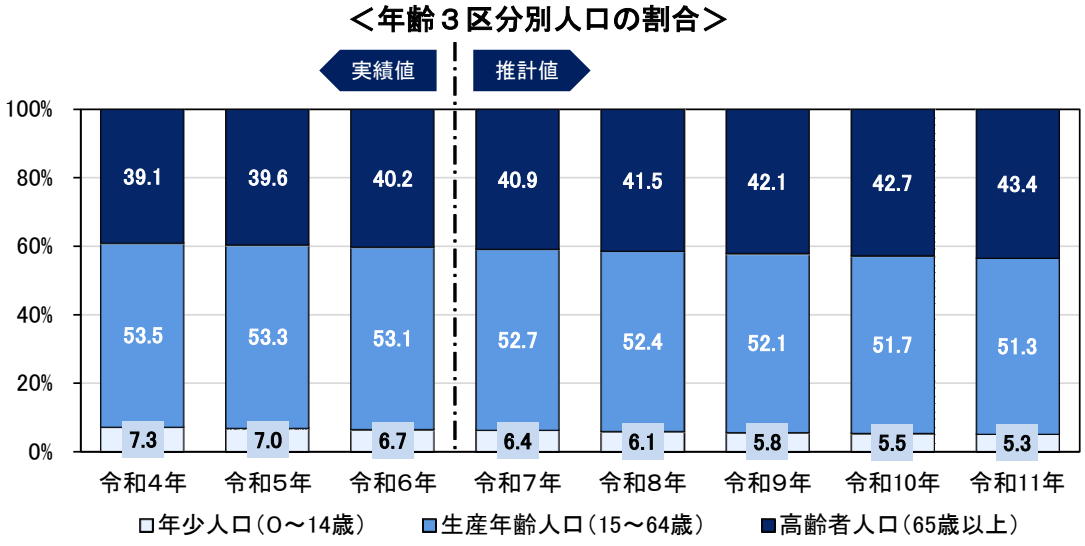

資料：令和４年から令和６年は住民基本台帳（各年４月１日現在）
令和７年以降はコーホート変化率法による推計値

（２）11 歳以下の子どもの推計

本市の総人口の人口推計結果から、11 歳以下の子どもをみると、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には 11 歳以下の子どもが 670 人程度減少し、令和 11 年には 1,734 人となることが予測されます。

＜11 歳以下の子どもの推計＞

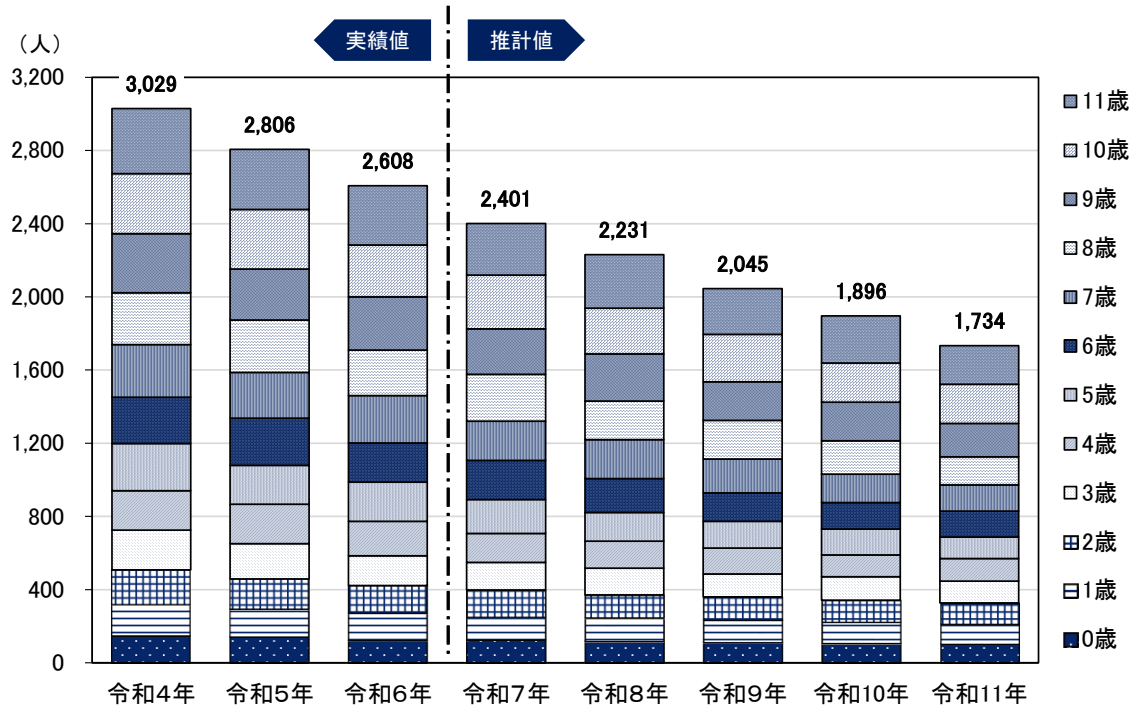

（単位：人）

年齢	実績値			推計値				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	149	144	124	127	120	114	109	104
１歳	169	150	148	124	127	120	114	109
２歳	190	164	151	147	124	127	120	114
３歳	217	193	162	151	147	124	127	120
４歳	216	216	188	158	147	143	120	123
５歳	257	213	214	186	156	145	141	118
（０～５歳）	1,198	1,080	987	893	821	773	731	688
６歳	254	257	214	214	186	156	145	141
７歳	287	250	259	213	213	185	155	144
８歳	283	287	249	257	211	211	183	153
９歳	323	279	291	249	257	211	211	183
10 歳	329	325	283	293	251	259	213	213
11 歳	355	328	325	282	292	250	258	212
（６～11 歳）	1,831	1,726	1,621	1,508	1,410	1,272	1,165	1,046
合計	3,029	2,806	2,608	2,401	2,231	2,045	1,896	1,734

資料：令和４年から令和６年は住民基本台帳（各年４月１日現在）
令和７年以降はコーホート変化率法による推計値

5　子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、幼稚園、認定こども園、保育所（園）を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当に加えて、令和８年度より創設される乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の２つの枠組みから構成されます。

地域子ども・子育て支援事業には、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」が新たに位置づけられています。

＜新制度における給付・事業の体系＞

子ども・子育て支援給付

施設型給付
- ○認定こども園
- ○幼稚園
- ○保育所

地域型保育給付
- ○小規模保育
  （定員は６人以上１９人以下）
- ○家庭的保育
  （保育者の居宅等において保育を行う。）
- ○居宅訪問型保育
  （子どもの居宅等において保育を行う。）
- ○事業所内保育
  （事業所内の施設等において保育を行う。）

乳児等のための支援給付
- ○こども誰でも通園制度

児童手当

地域子ども・子育て支援事業
- ○延長保育事業（時間外保育事業）
- ○放課後児童健全育成事業
  （放課後児童クラブ）
- ○子育て短期支援事業
- ○地域子育て支援拠点事業
  （地域子育て支援センター）
- ○一時預かり事業
- ○病児保育事業
- ○子育て援助活動支援事業
  （ファミリー・サポート・センター事業）
- ○利用者支援事業
- ○乳児家庭全戸訪問事業
- ○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ○妊婦健康診査事業
- ○実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ○子育て世帯訪問支援事業
- ○児童育成支援拠点事業
- ○親子関係形成支援事業
- ○産後ケア事業

６　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

教育・保育提供区域は、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

そこで、本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず広げられるよう、交通事情による利用者の通園等の動線、地理的条件などを考慮し、市内を一つの単位として区域の設定をします。